

第十三回 帝國議會 衆議院議事速記録第二十七號

明治三十二年二月十日(金曜日)午後一時十九分開議

議事日程 第二十五號 明治三十二年二月十日 午後一時開議

第一 國籍法案(政府提出) 第一讀會(續)(委員長報告)

第二 特許法案(政府提出) 第一讀會

第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第四 意匠法案(政府提出) 第一讀會

第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第六 商標法案(政府提出) 第一讀會

第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第八 登記法中特許意匠及商標ノ登記ニ關スル規定廢止 第一讀會

第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第十 岡山縣下郡廢置法案(政府提出) 第一讀會

第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第十二 香川縣下郡廢置法案(政府提出) 第一讀會

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第十四 大分縣下郡界變更法案(政府提出) 第一讀會

第十五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第十六 明治三十年法律第十四號關稅定率法(重岡藩五郎君) 第一讀會(續)(委員長報告)

第十七 水產調査及漁業練習ニ要スル船舶新營竝ニ水產實習所ノ新設ニ關スル建議案(榎松隆慶君) 第一讀會

第十八 人力車發明人ニ年金給與ノ建議案(關信之介君) 第一讀會

第十九 建議案(栗原亮一君) 第一讀會(外八名提出)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

利光鶴松君大野龜三郎君佐久間國三郎君福田久松君ヨリ肥料取締法案ヲ提出セラレタリ

恆松隆慶君ヨリ東京市內公園ニ關スル質問書ヲ提出セラレタリ

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

衆議院議員選舉法改正法律案

委員長 星 亨君

理事 特別委員左ノ適當指名セリ
理事 沖繩縣土地整理法案委員
朝倉 親爲君 小栗 貞雄君
水村 誓太郎君 永田 佐次郎君
寺田 彦太郎君 石黑 瀧一郎君
新井 章吾君
樋口 歸一君
松本 正友君

東京市內公園ニ關スル質問書

公園ノ都府ニ於ケル其設備ノ完全ナランコトヲ要スルハ復論ヲ待タズ國運ノ進張ト都府ノ繁盛ニ赴クニ隨ヒ其規模ヲ壯ニシ其美觀ヲ添ヘ常ニ適當ナル經營指畫ヲ怠ル可カラサルハ政府當局者ノ當サニ任ス可キノ要務ナルヲ信ス今ヤ我國ハ茲ニ新條約ヲ實施シ對等ノ交ヲ列國ニ開キ進テ諸強ト其衝ヲ爭ハントスルノ際ニ際ス然シテ其首府タル東京ノ現狀ヲ觀ルニ改善更張ヲ要スルモノ一ニシテ足ラサルカ如シ其公園ノ如キ最モ先ツ著意ヲ要スル所ナル可シ内外人ノ東京ニ來ル者先ツ其歩ヲ上野芝其他ノ公園ニ向ケテ設クト雖トモ猶ホ遺憾ニ堪ヘサルモノ多ク之アリ假令ハ其地境ノ所屬未ダ確定セス或ハ帝室ニ屬スルアリ或ハ市管ニ屬スルアリ或ハ個人ニ屬スルアルカ如キ又上野芝山内ニ於ケル神社佛閣ノ如キ徳川氏ノ盛時ニ在テハ莊嚴華麗ヲ極メタリシト雖モ今日ニ至リテ之ヲ視レハ或ハ變餘ノ荒廢ヲ回復スル能ハス或ハ舊時ノ美觀ヲ維持スルニ苦ミ星霜ヲ重ヌルニ隨ヒ益々頹壞ニ赴カントシ而シテ之ニ對スルノ方法未ダ設定スル所アラサルカ如シ想フニ彼ノ古社寺保存法ノ如キ未十分ナラスト雖トモ猶幾分力之ヲ維持保存スルノ良法タルヲ失ハス然ルニ該法ハ專ラ千古ノ舊物ニ限ラレ其以後ニ及ホス能ハサルノ憾アリトス蓋シ我國ニ於ケル古社寺ノ保存ヲ要スル者何ソ特ニ奈良平安以前ノミナランヤ唯其資給ノ足ラサルカ爲メニ未タ此ニ及ホス能ハサルニ由ラン鎌倉時代ヨリ降テ徳川時代ニ及ヒ其神社佛閣等ニシテ修理保存ヲ要スルモノ亦少カラサルヘシ縱令今過ト是等ニ及ホス能ハストスルモ東京公園内ニ於ケル神社佛閣ノ如キハ或特別ナル方法ヲ立テ以テ公園ノ美觀ヲ飾リ前代ノ名跡ヲ墜サハランコトヲ要スル者ト思惟ス園圃ノ興廢ハ洛陽盛衰ノ候ナリ洛陽ノ盛衰ハ天下治亂ノ候ナリトハ文叔ノ慨アル所以ニアラスヤ今日ニ於テ我政府ハ東京公園ニ關シテ如何ナル經營指畫ヲ施レ又其神社佛閣等ノ修理保存ニ付テ如何ナル方法ヲ設ケントスル乎前述主意書ノ要點ニ就キ成ル可ク詳明ナル答辯アラントコトヲ望ム

明治三十二年二月十日

提出者 恆松隆慶

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、恆松隆慶君

贊成者 濱名 信平 外二十九名

(恆松隆慶君演壇ニ登ル)

○恆松隆慶君(九十七番) 私ハ東京市内ノ公園ニ關スル質問書ヲ提出シテ置キマシタ(簡短ト呼フ者アリ)此事ニ附イテハ、簡短ハ私ノ最モ贊成スル所デ、勉テ簡短ニ申シマス、總テ我國ノ公園ト云フモノハ、神社佛閣トカ、或ハ諸侯ノ城趾トカ云フノデアリマス、然ルニ此東京ノ公園、上野トカ、芝或ハ淺草、其他十箇所バカリアリマスガ、此都府ニシテ此内ニテ芝上野ノ公園ノ完美ヲ缺キタル處ヲ常ニ私ハ憂ヘテ居ル者デゴザイマス、上野ノ公園ハ、是ハ其所屬ガ又一種異ナル所デアリマスガ、芝ノ公園デアリマス、一宗ノ本山タル所ノ増上寺ガ、其境外ノ土地ノミナラズ、境内マデ併テ今日ハ上野トナツテ居ルヤウナ有様デア、實ニ保存ノ途モ立ツテ居ラズ、徒ニ破壊ヲ待テ居ルト云フヤウナ有様デア、是等ノ公園ニ至ツテハ、サウ云フ所ノ神社佛閣ノアル所ハ、縱令千年以後ノモノト雖モ、特種ノ何か計畫ガナケレバナラナイ、殊ニ都府ノ公園タルニ依リ、内地ノ人ハ無論海外ノ人デモ、追々ニ是カラ多數東京ニ入込ミマスノニ、公園ニ往ツテ眼ヲ驚スヤウナモノガナケレバナラズ、今日ノ狀況ニテハ其設備計畫ガ定ツテ居ラヌト云フノハ、眞ニ國ノ多クニ愛フベキコトデアリマス、此コトニ附イテハ詳シク述べタウゴザイマスガ、餘リ委細長ク述べルコトハ私ハ好マナイ、趣意書ニ長ク書イテ置キマシタカラ、ソレデ演説ハ短クスル積デアリマス、政府特種ノ保護計畫ガアルヤ否ヤ、政府ノ回答ヲ待ツテ、場合ニ依ツテハ、又建議ヲスル考デアリマス

○利光鶴松君(百七十三番) 今ノ質問者ニチヨト御聞申シタイ

○議長(片岡健吉君) 質問ノ質問ハ、是マデ餘リナイヤウデスガ……

○利光鶴松君(百七十三番) 質問ガ現レタ以上ハ、聞イテ置キタイ、出タカラハ、議場ノ共有ノモノニナルト思フ、公園ノコトハ何ノタメノ質問ト云フ位ハ、議員ハ分ツテ居ツテ宜シイノデア、何デス、今ノ質問ハ……今ノハ東京市ニ質問デスカ

○恆松隆慶君(九十七番) 都府ノ公園トシテハ、今少シ完美ニ致シタイ、政府ニ於テハ是ニ特種ノ保護法トカ、或ハ計畫ガアルヤ否ヤト云フコトヲ質問スルノデス

○利光鶴松君(百七十三番) ソレナラ宜イケレドモ……

○恆松隆慶君(九十七番) 東京市ノ公園トシテハ、今少シ海外ニ對シテモ盛ニ致シタイト云フノデス、東京又ハ我帝國ノタメニ云フノデア

○利光鶴松君(百七十三番) 東京市ノ公園ナラ、私モ東京ダガ、大キニ御世話ノコトデア、ノダ

○議長(片岡健吉君) 議事日程第一、國籍法案、特別委員長ノ報告

第一 國籍法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長)

(安部并磐根君演壇ニ登ル) 第一讀會ノ續(委員長)

○栗原亮一君(八十七番) 是カラ豫算委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ、退席ヲ致シタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 栗原亮一君カラ、豫算委員會ヲ開キタイト云フコトデ

ゴザイマスガ、御異議アリマスマイカ

○林彦一君(九十九番) 定員ハドウデアリマスカ

○議長(片岡健吉君) 定員ハアリマスセウ

○林彦一君(九十九番) ソレナラ宜シイ、異議ナシ

○安部并磐根君(二百二十八番) 是ヨリ委員會ノ報告ヲ致シマスガ、其前ニ於テ此報告書ノ誤脱ヲ訂正シテ置キマス、右ハ本院ニ於キ第十六條中第三ノ次ニ「第四特命全權公使」ト號ヲ加ヘ、トゴザイマス、其「特命全權公使」トアル下ニ「トナルコト」ト云フ五文字ヲ誤脱シタノデアリマス、御正誤ヲ願ヒマス、國籍法案ノ審査委員會ノ結果ヲ御報告申シマス、當案ハ至極簡易ノ法案ノヤウデゴザイマスケレドモ、獨立國ノ對面モアリ、交際國ノ關係モアリ、事苟モ審査ハ出來ナイ、ドウゾ熟考時間ヲ十分貰ヒタイト云フヤウナ意見ノ委員モアリマシテ、是ハ私ニ於テモ満足スルコトデアリマスカラ、六七日ヲ措イテ委員會ヲ開キマシテ、ソレヨリ數回ノ質問會ヲ經マシテ、一昨八日ニ至ツテ始テ委員會ヲ開キマシタ、然ルニ此法案ノ第十六條ノ第三ノ次ニ、御報告申シタ通ニ「第四特命全權公使」トナルコトト云フ一號ヲ加ヘマシタ、後トハ順次線下ゲマシタ、此動議ガ起リマシテ贊成者ガアリ、議題トナリマシテ政府委員モ、絶對的ニ反對デハゴザイマセヌケレドモ、立案ノ精神ヲ辯明シ、其間委員トノ間數回ノ論辯モアツタノデアリマス、倍相互遺憾モナキ所ニナツテ、決ヲ探ツテ見マスレバ、委員ハ皆此修正ニ同意シマシテ、一致デ之ヲ可決シタノデアリマス、其他ノ各條ニ於テハ、相互異議ガゴザイマセヌ、其間問答論駁等ノコトハ、總テ初ヨリ速記シマシテ、諸君ノ御手許ニ回ツテアル答デアリマスカラ、細ニ御報告ハ致シマセヌ、唯結果ノミ御報道申置キマス

○議長(片岡健吉君) 穂積政府委員

(政府委員東京帝國大學法科大學教授法學博士穂積陳重君演壇ニ登ル)

○政府委員(穂積陳重君) 諸君、此國籍法案ニ附キマシテ、委員會ニ於テ修正ノ動議ガ出マシテ、可決ニ相成リマシテ、唯今委員長カラ御報告ニ相成リマシタコトデゴザイマス、即チ歸化人ニ對シテ公權享有ノ制限ノ中ニ、特命全權公使トナルコトヲ禁ズルト云フ簡條ヲ加ヘルト云フコトデアリマス、此歸化人ニ對スル公權享有ノ制限中ニ、外交官トナリマスコトヲ加ヘルノ當否ニ附キマシテハ、本案立案ノ際ニ、法典調査會ニ於テモ十分ニ審議ヲ盡シマシタコトデゴザイマス、又前議會ニ於テ、此案ガ貴族院ニ始テ提出セラレマシタ際ニ於キマシテモ、委員會ニ於テ此コトガ議ニ上ボリマシタ譯デアリマス、然ルニ法典調査會ニ於キマシテモ、鄭重ナル審議ノ末、此制限ハ本條中ニ加ヘナイト云フコトニ決シマシタ、貴族院ニ於キマシテモ、前回又ハ此議會ニ於キマシテモ同様、此コトハ加リマセナシタノデアリマス、今一應特命全權公使ト爲ル權利ヲ制限ヲ加ヘナカッタ、大體ノ理由ヲ述ベヤウト存シマスル、第一ニ法典調査會ニ於キマシテ、特命全權公使ト爲ルコトヲ加ヘナカッタ理由ハ、外交官ト申シマスルモノハ、固ヨリ外國ノ事情ニ通シテ居ルト云フコトヲ必要トスルハ、論ヲ俟タナイ所デアリマス、若シソレ故ニ歸化人ニシテ適任者ガアツテ、且ツ我國ニモ忠愛ナル情ヲ十分有シテ居ルト云フコトガ認メラレ、又國務大臣ガ推薦シ、上之ヲ御任命ニ相成リマスニ於テハ、決シテ危險ナルコトハナイ、時トシテハ非常ニ便利ノコトモアルト云フ考ガ、一ツノ重ナ考デアリマス、斯ノ如キノ理由ガアリマスルガタメニ、諸國ニ於キ

マシテモ、斯様ノ制限ヲ設ケマス例ハ、殆ド見ナイ所デアリマス、尙ホ南亞
 米利加ノ委内瑞拉ニ歸化人ヲ外交官ニ爲スコトヲ許サヌト云フ、オカシキ例
 ガ一ツアルダケゴザイマス、之ニ反シテ御承知ノ如ク、時ト致シマシテハ
 歸化人デハナイ、外國人ニ公使ノ任務ヲ委託スルコトモアリマス、ソレ故ニ
 歸化人ヲ外交官ニ任命サレタ例ハ澤山アルデアラウト考ヘマス(花井卓藏君
 「澤山ハナイ、嘘デアアル」ト呼フ)次ニ、此第十六條ニ掲ゲテアリマス所ノ官
 職、即チ歸化人ガ有スルコトノ出來ナイト云フ所ノ官職ハ、概ネ皆獨立ノ勳
 ヲ有シテ居ル所ノモノデアリマス、國務大臣ト爲ルコトガ禁ジテアリマス、
 或ハ樞密院議長樞密顧問官ニナルコトデアリマス、又ハ裁判官デアアル
 カ、或ハ議員デアリマス、是等ノモノハ敢テ上官ノ命令ヲ受ケ、訓令ヲ
 受ケテ働クモノデアリマス、唯其中デ、宮内勅任官及陸海軍將官ノ如
 キハ、特別ノ事情ガ這入ツテ居ルノデゴザイマス、然ルニ此特命全權公使
 ナルモノハ、外務大臣ノ訓令ニ依ツテ働キ、國務大臣ノ監督ヲ受ケテ居ル
 ノデアリマス、又大切ナル條約締結ノ如キニ至ツテハ、御批准ノ前ニ當リマ
 シテ、樞密顧問官ノ議ヲ經ルト云フコトデアリマス、訓令ノ下ニ働キ、監督
 ノ下ニ居ルモノデアリマス、他ノ獨立ニ働キマスルモノトハ、稍々趣ヲ異
 ニスル所ガアルト云フコトデアリマス、茲ニ這入ラナカッタノデアリマス、第三ニ若
 シ之ヲ加フルト致シマスレバ、或ハ代理公使ノ如キ、或ハ辨理公使ノ如キ、
 固ヨリ其位地ニ於テ高下ハアリマス、時トシテハ隨分重大ナル外交
 事務ニ當ラナケレバナラヌコトモアルノデゴザイマス、加之ノミナラズ國際
 上重大事件ノアリマス、特ニ大使ヲ派遣セラ、ルコトガアリ、又特ニ
 委員ヲ派遣セラ、コトモアリマス、故ニ特命全權公使ヲ禁ジテ居リマシテ
 モ、重大ナ事件ニ於テ大使ヲ派遣シ、又ハ委員ヲ派遣セラ、途ガ、塞ツテ
 居ラヌ以上ハ、此特命全權公使トナルト云フコトダケヲ防イデ置イテモ、或ハ
 人ノ氣遣ヒマス如キ、危險ヲ豫防スルコトニハ相成ラヌノデゴザイマス、終
 リニ此歸化人ニ對スル權利ノ制限ト申シマスモノハ、本案ノ如キ此唯今提出
 ニナツテ居リマス、法案ノ如キハ、制限ヲ廣クシテ嚴ナルモノハ、殆ド其例ヲ見
 ナイ位ノモノデアリマス(花井卓藏君「然ラバ十六條全部ヲ削除スベシ」
 ト呼フ)或ハソレハ一ツノ考デアアルカモ知レマセヌ、免ニ角本案ハ歸化人ニ
 對スル制限ヲ廣クシテアリマス、諸國ノ例ヲ見マスルニ、此制限ト云フモノ
 ハ、大概二三止ツテ居ル、然ルニ第十六條ニハ御覽ノ通ニ、十種モ掲ゲ
 テアルノデアリマス、委員長カラモ述ベラレマシタ如ク、此國籍法案ハ外交
 上國家ノ體面上、重大ナ關係ノアルモノデアリマス、國籍法案ノ如キモ
 ノガ、一度制定發布セラ、直チニ外國語ニ翻譯セラレ、諸國ニ擴マル
 モノト看ケレバナラヌ、然ルニ既ニ斯ノ如キ嚴重ナ制限ヲ置キマシタ上
 ニ、尙ホ制限ヲ擴ムルト云フコトハ、萬國ニ對シテ、諸外國ニ對シマシテ、
 我國ノ態度ヲ示シマス、云フコトノ所以デ、決シテナカラウト考フルノデゴ
 ザイマス、何卒此一項ヲ加フルト云フコトハ、尙ホ十分ニ御考下サイマシ
 テ、願ハクハ原案ノ儘ニセラレント云フ希望シマス

○關直彦君(五十五番) 政府委員ニ御尋致シマス、唯今穗積政府委員ノ特
 命全權公使ト云フ文字ヲ加ヘルコトニ附イテ、不都合デアルト云フ説明ガア
 リマシタガ、尙ホ其理由ガ本員ニハ徹底致シマセヌ、縱令日本人デアリト雖
 モ、或ハ外國人ヲ細君ニシタリ、或ハ日本人デアリナガラ、殆ド外國人デア
 ルカドウカト云フ場合ガナイトモ云ヘヌ、日本人トシテハ——況ヤ外國人ノ

歸化人デアツテ、大切ナル帝國政府ヲ代表スル特命全權公使ノ職務ヲ與ヘル
 ト云フコトハ、本員ハ危險ニ存ズル所デアリマスガ、其危險デナイト云フ所
 ノ理由ヲ承リタイ、ソレカラモウツハ委員長ニ伺ヒタイガ、此特命全權公
 使ニ限ツテ、何故ニ大使ト云フコトヲ御入ニナラナカッタカ、此邊ヲ承リタ
 イ、若シ大使ト云フコトヲ入ル、ノトヲ御忘ニナラナラバ、本員ハ一ノ修
 正説ヲ出シテ「第四大使又ハ特命全權公使」ト致シタイ考デアリマスガ、其
 邊ヲ委員長ヨリ拜聽致シタイノデアリマス

○政府委員(穗積陳重君) 唯今御質問ノ全部ニ——前ノ方ニ答ヘマスルガ、
 是ヨリ重大ナ任務ヲ負ヒマシテ、其職ニ從事致シマスルモノハ、其推薦ヲ慎
 ミ、其監督ト申シマスルコト十分ニ致シ、又是ニ對シマスル上長官ノ訓令ト云フ
 モノヲ、慎ムト申シマスルコトノ外ハ、危險ト云フコトハ防グ道ハアルマイ
 ト思ヒマスルノデアリマス、デ、本案立案者ハ質問者ノ申サレマシタ如ク、
 或ハ日本人デモ、其人、任ヲ得ナケレバ、隨分危險ナコトガアルカモ分ラナ
 イ、ソレ故ニ歸化人デアツタナラバ、絕對的ニ危險ハナイト云フコトハ、決
 シテ申上ゲラレヌノデゴザイマスガ、先刻申シマシタ通任命ノ途、又ハ監督
 訓令等ノ途ニ依ツテ、敢テ其危險ノ程度ニ於テハ、生來ノ日本人トハヒドイ
 違ヒハナイト信ジテ居ルダケノコトデアリマス

○山内吉郎兵衛君(二百四十番) 唯今政府委員ハ、第十六條ノ第一項ヨリ第
 六項マデ掲ゲテアルモノ、外ニ全權公使ト云フコトハ、歸化人ニ許シテハ
 危險デアルト云フ御趣意ヲ述ベテ、不同意ヲ表サレマシタケレドモ、此第一
 項ヨリ第六項マデノ其差異ノアル理由ハ、如何デアアルカ承リタウゴザイマ
 ス、其理由ヲ一遍述ベテ置キマスガ、例ヘバ陸海軍ノ將官ト同シク四千万、
 即チ我國ノ興廢ニモ關スルコトガ起ツテ來ル場合ガナイトモ云ヘナイノデア
 ル、其將官ニ任ズルコトヲ許スト云フコトヲ茲ニ規定シテ置イテ、歸化シタ
 人間ガ、全權公使ニナルコトガ出來ヌト云ウテハ、尻ヲ放ツテ尻ヲ答メルト
 云フ説デアラウト考ヘル、況ヤ國務大臣トシテ、即チ帝國ヲ舉ゲテ國政ヲ任
 ゼルト云フ大臣ニ……

○政府委員(穗積陳重君) チョット御中言デゴザイマスガ、將官ト爲ルコト
 ト均シク禁ジテアルノデゴザイマス

○西村淳藏君(六十二番) 委員會ノ速記録ヲ見マシテモ、餘程質問モアル、
 審査ヲナスコトデアリマス、最早質問ハ是ニ止メテ……

○望月長夫君(十九番) チョット政府委員ニ質問ハ致シタイ、此第五條ノ二
 ノ所ニ「日本人ノ入夫ト爲リタルトキ」ト云フ項ガアル、是ハ勿論當然日本
 人ノ入夫ト爲リタルトキハ、日本人ノ國籍ヲ當然取得スルコト云フコトデア
 イマセウガ、歐洲各國ニハ所謂家族制ヲ採ラズニ、個人制ヲ採ツテ居ル國
 ニハ、入夫ト云フコトヲ別ニ認メテ居ラズシテ、入夫ハ一種ノ結婚デアラウ
 ト思フ、ソレデ外國ノ法律デハ、此日本デ見ル所ノ入夫ハ、即チ結婚デア
 ル、外國ノ法律ニ依ルト、却テ入夫ヲ取ツタ方ノ日本ノ女ノ方ガ、外國ノ
 國籍ヲ得ルト云フヤウナコトニナツテ、此入夫ト云フモノハ、同時ニ本國ト
 日本ト、二ツノ國籍ヲ有スルコト云フヤウナコトガ、生シハシマセヌカ、此點
 ニ附イテ一應御説明ヲ承リタウゴザイマス

○政府委員(穗積陳重君) 唯今望月君カラ、御質問ノ點ハ、外國人ガ日本人
 ノ入夫トナツタトキニハ、日本ノ國籍ヲ取得スル、併ナガラ矢張其男子ハ、
 本國ノ國籍ヲ保有シテ居ルトキニ於テハ、所謂重國籍ヲ有スルヤウナ、不都

合ナコトガ出來ハセメカト云フ御尋ト解シマス、此入夫ニ依ッテ、日本ノ國籍ヲ取得致シマスル場合ハ、御考ノ通常重國籍ヲ生ズルノデゴザイマス、本案ニ於キマシテハ重國籍ヲ生ズル場合、又ハ無國籍ノ生ジマスル場合等ハ勉テ避ケテアルノデゴザイマス、併シソレト同時ニ、我國ノ家族制ヨリ生ジマスル所ノ此國籍取得ト云フコトモ、認メナケレバナラヌコトデアリマスルカラシテ、二ノ場合ニ於キマシテハ、已ムヲ得ズ重國籍ヲ生ズルコトガ出テ參リマスルノデゴザイマス、ソレデ本案ノ此入夫ノ場合、又ハ養子ノ場合等ニ於キマスルノハ、我國ノ家ニ入り我戸籍ニ入りナガラ、尙ホ外國人デアルト致シマスルコトハ、日本ノ唯今ノ家族制度ノ許シマセヌ所デゴザリマスルカラ、縱令重國籍ガ生ジマセウトモ、苟モ日本人ノ女戶主ト結婚ヲシテ、日本ノ家ニ入りマシタル者ハ、我國ノ法律ノ目カラ見レバ、日本人トウシテモ取扱ヒ、日本ノ國籍ヲ取得セシムルコト云フコトヲ必要ト認メマシテ、已ムヲ得ズ斯ノ如キ簡條ガ加ハッテ居ルノデアリマス

○關直彦君(五十五番) 私ハ唯今委員長ニ向ッテ、説明ヲ求メマシタ其件ハ、了解致シマシタカラ、取消シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 此案ハ段々質問ヤ、其他政府委員ノ反對モゴザリマシタリ、免ニ角此場合ハ、二讀會ヲ開クト云フダケノ決議アラシコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、第二讀會ヲ開クコトニ附イテハ、御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ 異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス、日程ノ第二、特許法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第二 特許法案(政府提出貴族院送付)

第一讀會

(大字ハ原案 小字及ハ貴族院修正)

特許法案

特許法

第一條 工業上ノ物品及方法ニ關シ最先ノ發明ヲ爲シタル者若ハ其ノ承繼人ハ此ノ法律ニ依リ特許ヲ受クルコトヲ得

○物品ノ發明ニ係ル
○特許ハ特許ヲ受ケタル者ニ限リ其ノ發明ノ物品及方法ヲ製作、使用、販賣若ハ擴布スルノ權利ヲ有セシム

○特許ヲ受ケタル者ニ限リ之ヲ使用者ハ擴布スルノ權利ヲ有セシム但シ其ノ特許ノ效力ハ

方法ノ發明ニ係ル特許ハ同一方法ニ依リ製作セラレタル物品ニ及ブモノトス

第二條 左ニ掲クル物品又ハ方法ニ付テハ發明ノ特許ヲ受クルコトヲ得ス

一 飲食物、嗜好物

二 醫藥又ハ其ノ調合法

三 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ

特許出願前公ニ知ラレ又ハ公ニ用非ラレタルモノ但シ試驗ノ爲ニ二年以内公ニ知ラレタルモノハ此ノ限ニアラス

第三條 特許ノ年限ハ十五年トシ原簿登錄ノ日ヨリ起算ス

第四條 特許ハ制限ヲ付シ若ハ付セスシテ讓渡シ、共有ト爲シ又ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ特許局ニ請求シ其ノ登錄ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五條 特許ハ在職中特許ヲ有スルコトヲ得ス但シ相續ニ因リ之ヲ取得シ又ハ在職前ヨリ之ヲ有スルコトハ此ノ限ニアラス

第六條 特許ニ關シ出願若ハ請求ヲ爲サントスル者又ハ特許證主ニシテ帝國內ニ住所ヲ有セサルトキハ帝國內ニ住所ヲ有スル者ニ就キ代理人ヲ定ム

前項代理人ハ此ノ法律及之ニ基キテ發スル命令ノ定ムル所ニ依リ特許局ニ對シテ爲スヘキ手續又ハ特許ニ關スル民事訴訟及告訴ニ付本人ヲ代表スルモノトス

第七條 特許局長ハ特許ニ關スル代理人ヲ適當ナラスト認ムルトキハ其ノ改任ヲ命スルコトヲ得

第八條 特許ニ關スル代理ヲ常業トスル者ハ特許局長ニ願出登錄ヲ受クヘシ

第九條 前條ニ依リ登錄ヲ受ケタル代理業者ニシテ其ノ業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ行爲アリタルトキハ特許局長ハ其ノ代理業ヲ停止又ハ禁止スルコトヲ得

第十條 特許ニ關シ出願又ハ請求ヲ爲シタル者此ノ法律若ハ之ニ基キテ發スル命令ノ定ムル期間内又ハ此ノ法律若ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ特許局長若ハ審判長ノ定ムル期間内ニ成規又ハ指定ノ手續ヲ爲サルトキハ其ノ出願又ハ請求ハ無効トス

第十一條 特許ヲ受ケントスル者ハ一發明毎ニ發明ノ明細書及必要ノ圖面ヲ添ヘ特許局長ニ出願スヘシ

第十二條 特許局長ハ出願者ニ對シ必要ト認ムルトキハ雛形若ハ見本ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十三條 特許ヲ出願シタル發明ハ特許局審査官之ヲ審査ス

第十四條 特許原簿ニ登錄シ特許證ヲ下付ス

第十五條 工業所有權保護同盟條約國ニ於テ發明ノ特許ヲ出願シタル者七箇月以内ニ同一發明ニ付特許ヲ出願シタルトキハ其ノ出願ハ最初出願ノ日ニ於テ之ヲ爲シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第十六條 政府若ハ府縣ノ開設シタル博覽會若ハ共進會ニ出品スル者ニシテ他日其ノ物品ニ付發明ノ特許ヲ出願セントスルトキハ出品前ニ於テ其ノ旨ヲ特許局長ニ届出ヘシ

第十七條 前項ノ場合ニ於テハ博覽會若ハ共進會ニ於テ其ノ物品ヲ受領セシ日ヨリ六箇月以内ニ特許ヲ出願シタル者ニ限リ最初届出ノ日ニ於テ其ノ出願ヲ爲シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第十八條 工業所有權保護同盟條約國ニ於テ萬國博覽會ノ開設アルニ當リ其ノ國ニ於テ出品ニ對シ與ヘタル特許出願ノ期間ハ帝國內ニ於テモ有效トス

第十九條 公益ノ爲普及ヲ要スルモノ又ハ軍事上必要ナルモノ若ハ秘密ヲ要スルモノニ係ル發明ニシテ特許局長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ主務官廳ヨリ請求アリタルトキハ特許局長ハ特許ニ制限ヲ付シ若ハ特許ヲ

與ヘス又ハ既ニ與ヘタル特許ヲ制限シ若ハ之ヲ取消スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ政府ハ相當ノ報酬ヲ特許出願者又ハ特許證主ニ與フヘ
キモノトス

第十七條 他人ノ特許發明ヲ利用シテ爲シタル發明ニ付特許ヲ出願シタル
者特許ノ査定ヲ得タルトキハ原特許證主ニ協議シ其ノ發明ヲ使用スルノ
承諾ヲ受ケルヘシ

發明者前項ノ承諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ特許局長ニ
申告スヘシ特許局長ニ於テ正當ノ理由アリト認ムルトキハ其ノ利用發明
ニ對シ特許ヲ與フルコトヲ得但シ原特許證主ニ對シ特許局長ノ相當ト認
ムル報酬ヲ仕拂フニ非サレハ其ノ特許ヲ實施スルコトヲ得ス

第十八條 前二條ノ報酬額ニ對シ不服アル者ハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得
但シ第十六條ノ場合ニ於テハ之カ爲處分ヲ停止セス

第十九條 特許證主ハ自己ノ特許發明ヲ利用シテ爲シタル發明ニ對シ追加
特許ヲ受クルコトヲ得

追加特許ハ原特許ニ從ヒ移轉若ハ消滅スルモノトス
第二十條 特許ヲ受ケタル發明ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノアルトキハ
其ノ特許ヲ無効トス

一 第一條及第二條ニ違反シタルモノ
二 發明ノ實施ニ必要ナル事項ヲ故意ニ明細書ニ記載セザリシモノ
三 發明ノ實施ニ必要ナル事項ヲ故意ニ明細書ニ記載セシモノ

第二十一條 審査官ニ於テ特許ヲ與フヘカラスト査定シタルトキハ特許局
長ハ其ノ査定書ヲ出願人ニ送付スヘシ

第二十二條 審査官ニ於テ特許出願ノ發明カ他人ノ特許出願中ノ發明又ハ
他人ノ特許發明ト牴觸スト査定シタルトキハ特許局長ハ其ノ査定書ヲ關
係人ニ送付スヘシ

第二十三條 前二條ノ査定ニ不服アル者ハ査定書到達ノ日ヨリ六十日以内
ニ特許局ニ不服理由書ヲ差出シ再審査ヲ請求スルコトヲ得

再審査ヲ請求スル者アルトキハ特許局長ハ前査定ニ干與セサル審査官ヲ
シテ更ニ之ヲ審査セシムヘシ

審査官其ノ不服理由ヲ不當ト査定シタルトキハ特許局長ハ其ノ査定書ヲ
不服者ニ送付スヘシ

第二十四條 發明牴觸ノ査定確定シタルトキハ特許局長ハ關係人ヨリ發明
ニ關スル始末書ヲ徵シ審査官ヲシテ發明完成ノ前後ヲ審査セシメ其ノ査
定書ヲ關係人ニ送付スヘシ

第二十四條ノ査定ニ不服アル者亦前項ニ同シ
第二十九條 二箇以上ノ特許發明互ニ撞著シ又ハ特許發明ト特許ヲ受ケサ
ル物品若ハ方法ト撞著スルコトヲ發見シタルトキハ利害關係人ハ權利ヲ
確認スル爲メ特許局ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第二十條 特許ヲ受ケタル發明第二十條ニ該當スルコトヲ發見シタル者
ハ其ノ特許ヲ無効トスル爲メ特許局ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第三十一條 特許局ノ審査、審判及報酬額ノ決定ニ關シ必要アルトキハ特
許局長又ハ審判長ハ當事者ノ申立ニ因リ證據調ヲ爲シ又ハ所要ノ事務ヲ
取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ證據調ヲ囑託スルコトヲ得

前項證據調ニ關シテハ民事訴訟法第二編第一章第五節乃至第十一節ノ規
定ヲ準用ス

第三十二條 特許局ニ於テ審判スヘキ事件ハ審判官三人若ハ五人ヲ以テ
審判ハ特許局長若ハ首席審判官審判長ト爲リ二人若ハ四人ノ
審判官ト共ニ之ヲ審判スヘシ
其ノ三人若ハ五人中ノ一人ヲ審判長トス

審判官ト共ニ之ヲ審判スヘシ
第三十三條 審判ハ正副二通ノ審判請求書ヲ以テ之ヲ請求スヘシ審判請求
書ニハ理由ヲ付スルコトヲ要ス

特許局ニ於テ審判請求書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ被請求人ニ送付
シ相當ノ期間ヲ指定シテ正副二通ノ答辯書ヲ差出サシムヘシ

特許局ハ必要ト認ムル場合ニ於テ期限ヲ付シテ更ニ請求人、被請求人ヨ
リ辯駁書、答辯書ヲ差出サシムルコトヲ得

審判長ハ職權又ハ當事者雙方ノ申立ニ因リ口頭審判ヲ爲スコトヲ得
口頭審判ハ公開スルモノトス

第三十四條 請求人若ハ被請求人成規又ハ指定ノ期間内ニ答辯書若ハ辯駁
書ヲ差出ササルトキ又ハ辯論期日ニ出頭セサルトキハ審判長ハ相手方ノ
意見ヲ聽キ審判ヲ終結スルコトヲ得

第三十五條 第二十八條第二項第二十九條及第三十條ノ請求ニ因ル審決ニ
對シ不服アル者ハ其ノ審決カ法律ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルコト
ヲ理由トスルトキニ限り審決書到達ノ日ヨリ六十日以内ニ大審院ニ出訴
スルコトヲ得

前項ノ訴及裁判ニ付テハ民事訴訟ノ上告及其ノ裁判ニ關スル規定ヲ準用
ス

第三十六條 大審院ニ於テ出訴ノ理由アリト認ムルトキハ原審決ヲ破毀シ
更ニ審判ヲ爲サシムル爲メ事件ヲ特許局ニ差戻スヘシ
大審院ニ於テ裁判ヲ爲スニ當リ法律ノ點ニ付表シタル意見ハ其ノ事件ニ
關シ特許局ヲ羈束スルモノトス

ニ於テ其ノ發明ヲ實施公行セ。〇ス又ハ三年以上其ノ實施公行ヲ中止シタル場合ニ於テ第三者ヨリ相當ノ條件ヲ付シテ其ノ讓受若ハ使用ヲ請求スルモ之ヲ拒絶シタルトキ

二 特許證主特許料納付期限後六十日ヲ經過スルモ仍其ノ納付ヲ怠リタルトキ

三 特許證主正當ノ事故ナクシテ六箇月以上第六條ノ代理人ヲ置カサルトキ

第三十九條 特許證主ハ特許料トシテ各特許ニ付毎年金十圓ヲ納ムヘシ前項特許料ハ三年毎ニ金五圓ヲ増スモノトス

特許證主追加特許ヲ受ケタルトキハ追加特許料トシテ一時ニ金二十圓ヲ納ムヘシ

第四十條 特許料ハ毎年一年分ヲ特許證ノ日付ニ應當スル日ニ於テ前納スヘシ第一年ニ係ルモノ及追加特許料ハ特許査定書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ納ムヘシ

前納セシ特許料ハ之ヲ還付セス但シ一時ニ二年分以上ノ特許料ヲ前納シタル場合ニ於テハ未タ其ノ納付期限ニ至ラサルモノニ限り之ヲ還付ス

第四十一條 特許證主ハ其ノ特許品ニ特許ノ標記ヲ付スヘシ

第四十二條 特許局ハ特許公報ヲ發行シテ特許發明ノ明細書、圖面特許證ノ改訂、特許ノ異動其ノ他特許ニ關スル必要ノ事項ヲ公示スヘシ但シ秘密ヲ要スルモノハ此ノ限ニアラス

〇、罰則

第四十三條 特許ニ關スル書類ノ謄本、圖面、又ハ特許原簿ノ一覽ヲ要スル者ハ特許局ニ請求スルコトヲ得但シ秘密ヲ要スルモノハ此ノ限ニアラス

第四十四條 證人又ハ鑑定人ニシテ特許局又ハ囑託ヲ受ケタル裁判所ニ對シ偽證又ハ詐偽ノ鑑定ヲ爲シタルトキハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

賄賂其ノ他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ偽證又ハ詐偽ノ鑑定ヲ爲サシメタル者ハ罰前項ニ同シ

前二項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ事件ノ査定、審決若ハ決定ニ至ラサル前特許局若ハ囑託ヲ受ケタル裁判所ニ自首シタルトキハ本刑ヲ免ス

第四十五條 他人ノ特許品ヲ偽造シタル者又ハ情ヲ知リテ偽造特許品ヲ使用シ若ハ販賣シタル者又ハ他人ノ特許方法ヲ竊用シタル者又ハ情ヲ知リ其ノ竊用シテ製造シタル物品ヲ使用若ハ販賣シタル者ハ十五日以上三年以下ノ重禁錮又ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

他人ノ特許ヲ侵害スヘキ物品ナルコトヲ知リ之ヲ外國ヨリ輸入シタル者又ハ情ヲ知リテ其ノ輸入シタル物品ヲ使用シ若ハ販賣シタル者ハ罰前項ニ同シ

第四十六條 前條ノ場合ニ於テ沒收シタル物件ハ之ヲ特許證主ニ給付ス

第四十七條 詐偽ノ所爲ヲ以テ特許ヲ受ケタル者又ハ特許ヲ受ケサル物品ニ特許標記ヲ付シ若ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者又ハ情ヲ知リ其ノ物品ヲ販賣シタル者ハ十五日以上一年以下ノ重禁錮又ハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

特許ヲ受ケサル物品ヲ販賣スル爲廣告、看板、引札等ニ於テ特許品タルニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者ハ罰前項ニ同シ

第四十八條 第四十五條ノ犯罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス

第四十九條 特許證主特許標記ヲ付スルコトヲ怠リタルトキハ其ノ特許品タルコトヲ知リ〇テ其ノ標記ヲ侵害シタル者ニ對シテノミ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得

第五十條 特許證主其ノ特許品ノ要部ヲ分離シテ販賣シタルトキハ其ノ販賣シタル部分ニ對シ告訴又ハ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス

第五十一條 未成年者又ハ法人ニシテ此ノ法律ニ定メタル罪ヲ犯シタルトキハ其ノ發見人、其ノ之ヲ爲シタル理事會社ノ業務ヲ執行スル社員取締役又ハ外國法人ノ代表者ヲ罰スルモノトス

第五十二條 此ノ法律ニ定メタル書類ノ送付ハ書留郵便又ハ特許局ノ使丁ヲ以テ之ヲ爲ス此ノ場合ニ於テ郵便配達人及特許局ノ使丁ハ民事訴訟法ノ送達吏ト準觀ス

附則

第五十三條 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十四條 明治二十一年勅令第八十四號特許條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

專賣特許條例及特許條例ニ依テ受ケタル專賣特許若ハ特許ハ其ノ年限間此ノ法律ニ依テ受ケタル特許ト同一ノ效アルモノトス

特許ニ關スル出願又ハ請求ニシテ此ノ法律施行ノ日マテニ處分ヲ終ラサルモノハ此ノ法律ニ依リタル出願又ハ請求ト看做ス處分スヘシ

〇恆松隆慶君(九十七番) 此第二カラ、第九マデ、一括シテ議題トシテ、政府委員ノ說明アララントヲ望ミマス、同種類ノモノハゴザイマスカラ……

〇議長(片岡健吉君) 成ルタケ一ツツ、ヤラナイト、混雜スルト思ヒマスカラ……

〔政府委員農商務次官藤田四郎君演壇ニ登ル〕

〇政府委員(藤田四郎君) 唯今議事ニ掛リマシタル特許法案ノ提出致サレマシタル理由ヲ簡短ニ申上ゲマス、現行ノ特許法ハ御承知ノ通、明治二十一年ノ制定ニ係リマシテ、爾來十數年ノ星霜ヲ經マシテ、幾多ノ改正ヲ要スル所ガゴザイマスノミナラズ、此度條約改正ノ結果、本年七月ヨリ改正條約ヲ實施セラレマスニ附キマシテハ、其以前ニ於キマシテハ、萬國工業同盟條約ニモ加入スルノ必要ガゴザイマシテ、既ニツレノ著手照會モ致シテ居リマス

ル場合デゴザイマス、就キマシテハ本法ノ改正ヲ要シマスル次第ニ相成リマシタ、尙ホ之ヲ機會ト致シマシテ、從來ノ經驗ニ依リマシテ、取調ベマシテ、一層特許後ノ活用ノ便利ヲ致シタモ、又其次ノ日程ニ上テ居リマス商標案ニ附キマシテモ、同様に次第デゴザイマスカラ、左様御了解願ヒマス

〇武石徹治君(二百十八番) 政府委員ニ質問致シマスガ、此法文ニ於テ分算スルトゴザイマスガ、第三條ニハ一特許ノ年限ハ十五年トシ原簿登錄ノ日ヨリ起テハ居リマスガ、而シテ此附則ニハ「明治三十一年七月一日ヨリ施行ス」トゴザイマスガ、タシカ現行法ニ據リマスレバ、特許ノ事ニ附イテハ年限ノ差等ノアルコト、思ウテ居リマスガ、此法律デ單ニ總テノ特許ハ、年限ヲ十五箇年ト指定スルコトニナツテ居リマスガ、尙ホ其年限ノ餘ツテアルノハ、

〔藤田四郎君演壇ニ登ル〕

唯今議事ニ掛リマシタル特許法案ノ提出致サレマシタル理由ヲ簡短ニ申上ゲマス、現行ノ特許法ハ御承知ノ通、明治二十一年ノ制定ニ係リマシテ、爾來十數年ノ星霜ヲ經マシテ、幾多ノ改正ヲ要スル所ガゴザイマスノミナラズ、此度條約改正ノ結果、本年七月ヨリ改正條約ヲ實施セラレマスニ附キマシテハ、其以前ニ於キマシテハ、萬國工業同盟條約ニモ加入スルノ必要ガゴザイマシテ、既ニツレノ著手照會モ致シテ居リマス

ル場合デゴザイマス、就キマシテハ本法ノ改正ヲ要シマスル次第ニ相成リマシタ、尙ホ之ヲ機會ト致シマシテ、從來ノ經驗ニ依リマシテ、取調ベマシテ、一層特許後ノ活用ノ便利ヲ致シタモ、又其次ノ日程ニ上テ居リマス商標案ニ附キマシテモ、同様に次第デゴザイマスカラ、左様御了解願ヒマス

〇武石徹治君(二百十八番) 政府委員ニ質問致シマスガ、此法文ニ於テ分算スルトゴザイマスガ、第三條ニハ一特許ノ年限ハ十五年トシ原簿登錄ノ日ヨリ起テハ居リマスガ、而シテ此附則ニハ「明治三十一年七月一日ヨリ施行ス」トゴザイマスガ、タシカ現行法ニ據リマスレバ、特許ノ事ニ附イテハ年限ノ差等ノアルコト、思ウテ居リマスガ、此法律デ單ニ總テノ特許ハ、年限ヲ十五箇年ト指定スルコトニナツテ居リマスガ、尙ホ其年限ノ餘ツテアルノハ、

此附則ニ於テ其年限間、此法律ニ依ッテ受ケタト同一ノ效アルモノトシテ、指定シテアリマスガ、極端ニ言フト、例ヘバ今年ノ六月三十日ニ出願シタモノハ、現行法ニ依ッテ五箇年ト云フ規定ニ依ッテ許可スルノデアリマス、然ルニ七月一日ニ出願ノ分ハ、十五箇年ト其特許ノ期限ニ附イテ、新タナ法律ニ依ッテ得タル所ノ權利ト、現行法ニ依ッテ得タル所ノ權利トハ、大イニ差等ヲ生ズルコトニナリテ居リマス、ソレヲ若シテ現行法ニ依ッテ許可シテテ居ル分デ、年限ノ尙ホ殘リテ居ルノニ向ッテハ、更ニ出願ヲ得ルコト云フヤウナ、取振振リヲスルノデアリマスカ否ヤト云フコトヲ御問致シマス

○政府委員(藤田四郎君) 御答致シマスガ、現行法ニ依リマシテハ、特許出願者ニ於テ五年ナリ十年ナリ十五年マデ、自分ノ希望ニ依ッテ出願シ得ラルルヤウニナリテ居ル、故ニソレ等ノコトニ附イテ懸念ノアル者ハ、始ヨリ十五年ノ出願ヲスレバ、ソレデ宜シイコトニナリマス

○武石敬治君(二百十八番) サウ致シマス、次ニ出願ノ許可ヲ得テ居ル分デ、尙ホ年限ノ殘リテ居ル者ガ、新法實施後ニ至ッテ、更ニ出願シテモ、年限ノ繼續ハ……

○政府委員(藤田四郎君) ソレハ始ヨリ其人ガ、特許ノ期限ヲ十五年マデ得ラル、モノヲ、五年ナリ十年ナリ期限ヲ自ラ拋棄シテ居ル人デゴザンヌカラ、致シ方ガゴザイマセヌ

○恆松隆慶君(九十七番) 唯一ハ第二ノ日程ニナリテ居リマスカ
○議長(片岡健吉君) サウデス—— 格別御質問ガナケレバ、第三、特別委員ノ選舉ニ移リマス

第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ十八名トシテ、議長ノ指名ヲ願ヒマスガ、次ノ第四第六等合シテ見込デゴザイマス、其十八名ハ、議長ガ今日御指名ニナリマシテ、委員會モ成ルベク御勉強ニナリテ、御報告アラントコトヲ、併テ希望ヲ添ヘテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ、十八名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルト云フコトノ動議ガ出マシタガ、御異議アリマスマイカ
(「異議ナシ」呼ブ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通致シマス、次ハ議事日程ノ第四、意匠法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略シマス

第四 意匠法案(政府提出貴族院送付)

第一讀會

(大字ハ原案、小字及一ハ貴族院修正)

意匠法案

意匠法

第一條 工業上ノ物品ニ應用スヘキ形狀、模様、色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ヲ按出シタル者若ハ其ノ承繼人ハ此ノ法律ニ依リ意匠ノ登録ヲ受ケ之ヲ專用スルコトヲ得

第二條 左ニ掲グル意匠ハ登録ヲ受クルコトヲ得ス
一 菊花御紋章ト同一若ハ類似ノ形狀、模様ヲ有スルモノ
二 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ
三 意匠登録出願前公ニ知ラレ又ハ公ニ用井ラレタルモノ若ハ之ト類似スルモノ但シ自己ノ登録意匠ト類似スルモノハ此ノ限ニアラス

第三條 意匠專用ノ年限ハ十年トシ原簿登録ノ日ヨリ起算ス但シ類似意匠ノ專用年限ハ原意匠ノ有效年限ニ伴フ

第四條 意匠ノ專用ハ農商務大臣ノ定ムル類別ニ從ヒ出願人ノ指定シタル物品ニ限ル
第五條 他人ノ委託又ハ雇主ノ費用ヲ以テ按出シタル意匠ニ係ル登録出願ノ權利ハ其ノ委託者若ハ雇主ニ屬ス但シ別ニ契約アル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス
第六條 意匠專用權ハ制限ヲ付シ若ハ付セスシテ讓渡シ若ハ共有ト爲シ又ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ特許局ニ請求シ其ノ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第七條 特許局ノ官吏ハ在職中意匠專用權ヲ有スルコトヲ得ス但シ相續ニ因リ之ヲ取得シ又ハ在職前ヨリ之ヲ有スルトキハ此ノ限ニアラス
第八條 意匠ノ登録ヲ受ケントスル者ハ一意匠毎ニ其ノ意匠ヲ應用スヘキ物品ヲ明記シ雛形、見本若ハ圖面ヲ添ヘ特許局長ニ出願スヘシ
特許局長ハ出願者ニ對シ雛形、見本、圖面、説明書ヲ提出ヲ命スルコトヲ得

第九條 二人以上同一又ハ相類似スル意匠ノ登録ヲ出願スル者アルトキハ出願ノ先ナルモノヲ登録ス其ノ同時ノ出願ニ係ルモノハ共ニ之ヲ登録セズ但シ出願者共有ノ目的ヲ以テ連名登録ノ申出ヲ爲シタルトキ又ハ出願者一人ト爲リタルトキハ此ノ限ニアラス

第十條 工業所有權保護同盟條約國ニ於テ意匠登録ヲ出願シタル者四箇月以内ニ同一意匠ニ付登録ヲ出願スルトキハ其ノ出願ハ最初出願ノ日ニ於テ之ヲ爲シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第十一條 登録ヲ受ケタル意匠ニシテ第一條第二條第五條又ハ第九條ニ違反シタルモノナルトキハ其ノ登録ヲ無効トス
第十二條 登録ヲ受ケタル意匠ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノアルトキハ特許局長ニ於テ其ノ登録ヲ取消スコトヲ得

一 意匠登録證主意匠料納付期限後六十日ヲ經過シ仍其ノ納付ヲ怠リタルトキ
二 意匠登録證主正當ノ事故ナクシテ六箇月以上第二十二條ニ依ル特許法第六條ノ代理人ヲ置カサルトキ

第十三條 意匠登録證主ハ意匠料トシテ各意匠ニ付第一年ヨリ第三年マテハ毎年金三圓ヲ納ムヘシ第六年マテハ毎年金五圓第七年ヨリ第十年マテハ毎年金七圓ヲ納ムヘシ
第十四條 意匠料ハ毎年一年分ヲ登録證ノ日付ニ應當スル日ニ於テ前納スヘシ第一年ニ係ルモノ及前條第二項ノ意匠料ハ登録査定書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ納ムヘシ

第十五條 意匠登録證主ハ其ノ意匠ヲ應用シタル物品ニ意匠登録ノ標記ヲ付スヘシ

第十六條 證人又ハ鑑定人ニシテ特許局又ハ囑託ヲ受ケタル裁判所ニ對シ偽證又ハ詐偽ノ鑑定ヲ爲シタルトキハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第十七條 販賣ノ目的ヲ以テ他人ノ登錄意匠ト同一又ハ類似ノモノヲ同物品ニ應用シタル者又ハ情ヲ知リテ其ノ物品ヲ販賣シタル者ハ十五日以上一年以下ノ重禁錮又ハ十圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 前條ノ場合ニ於テ沒收シタル物件ハ之ヲ意匠登錄主ニ給付ス第十九條 詐偽ノ所爲ヲ以テ意匠ノ登錄ヲ受ケタル者又ハ登錄ヲ受ケタル意匠ヲ應用シタル物品ニ登錄標記ヲ付シ若ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者又ハ情ヲ知リテ其ノ物品ヲ販賣シタル者ハ十五日以上

第二十條 第十七條ノ犯罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス第二十一條 意匠登錄主登錄標記ヲ付スルコトヲ怠リタルトキハ其ノ登錄意匠タルコトヲ知リタル者ニ對シテノミ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 特許法第六條乃至第十條第十二條第十三條第十五條第二十一條第二十三條第二十八條乃至第三十七條第四十三條第五十一條及第五十二條ノ規定ハ意匠ニ關シテ之ヲ準用ス

第二十三條 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス第二十四條 明治二十一年勅令第八十五號意匠條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 ○恆松隆慶君(九十七番) 前ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望シマス ○議長(片岡健吉君) 前ノ委員ニ託スルコトニ御異議アリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガナケレバ、議事日程ノ第五ニ移リマス

○議長(片岡健吉君) 前ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望シマス ○議長(片岡健吉君) 前ノ委員ニ託スルコトニ御異議アリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、前ノ委員ニ付託スルコトニ致シマス、次ハ議事日程ノ第六、商標法案第一讀會、是モ議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第六 商標法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會 (大字ハ原案 小字及一ハ貴族院修正)

商標法案 第一條 自己ノ商品ヲ表彰スル爲商標ヲ專用セントスル者ハ此ノ法律ニ依リ其ノ登錄ヲ受ケヘシ

第二條 文字、圖形又ハ記號ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ商標ノ登錄ヲ受ケルコトヲ得ス

第三條 商標專用ノ年限ハ二十年トシ原簿登錄ノ日ヨリ起算ス

第四條 商標專用年限滿了ノ後其ノ商標ヲ續用セントスル者ハ更ニ其ノ登錄ヲ受ケルコトヲ得

第五條 商標ノ專用ハ農商務大臣ノ定ムル類別ニ從ヒ出願人ノ指定シタル商品ニ限ル

第六條 登錄商標主其ノ營業ヲ讓渡シ又ハ他人ト其ノ營業ヲ共ニスル場合ニ限リ其ノ商標ヲ讓渡シ若ハ共有ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ特許局ニ請求シ其ノ登錄ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七條 商標ノ登錄ヲ受ケントスル者ハ一商標毎ニ其ノ商標ヲ付スヘキ商品ヲ明記シ見本ヲ添ヘ特許局長ニ出願スヘシ

第十條 登錄ヲ受ケタル商標ニシテ第二條又ハ第八條ニ違反シタルモノナ

ルトキハ其ノ登録ヲ無効トス但シ第二條第四號若ハ第五號ニ該當シ又ハ第八條ニ違ヒ登録ヲ受ケタルモノニシテ登録後三年ヲ經タルトキハ此ノ限ニアラス

第十一條 登録ヲ受ケタル商標ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノアルトキハ特許局長ニ於テ其ノ登録ヲ取消スコトヲ得
一 登録商標主登録後其ノ商標ヲ使用スル商品ノ產地、品質等ニ關シ不實ノ事項ヲ附記シタルトキ
二 登録商標主正當ノ事故ナクシテ六箇月以上第二十條ニ依ル特許法第六條ノ代理人ヲ置カサルトキ
第十二條 商標專用權ハ登録商標主其ノ商標ヲ使用スル營業ノ廢止ニ因リ消滅ス

第十三條 商標ノ登録ヲ受ケル者ハ一商標ニ付商品一類毎ニ商標料金三十圓ヲ納ムヘシ續用ノ登録ニ付テモ亦同シ
第十四條 特許局ハ商標公報ヲ發行シ商標登録ニ關スル必要事項ヲ公示スヘシ

第十五條 證人又ハ鑑定人ニシテ特許局又ハ囑託ヲ受ケタル裁判所ニ對シ偽證又ハ詐偽ノ鑑定ヲ爲シタルトキハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
賄賂其ノ他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シ偽證又ハ詐偽ノ鑑定ヲ爲サシメタル者ハ罰前項ニ同シ
前二項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ事件ノ査定若ハ審決ニ至ラサル前特許局又ハ囑託ヲ受ケタル裁判所ニ自首シタルトキハ本刑ヲ免ス

第十六條 他人ノ登録商標ナルコトヲ知り其ノ承諾ヲ經シテ之ト同一又ハ類似ノ商標ヲ製造シ之ヲ交付若ハ販賣シタル者又ハ他人ノ登録商標ト同一若ハ類似ノ商標ヲ同商品ニ使用シタル者又ハ情ヲ知リテ其ノ商品ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所藏シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮又ハ二十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス
○ナルコトヲ知り之

他人ノ登録商標ヲ有スル容器、包裝等ヲ同商品ニ使用シタル者又ハ情ヲ知リテ其ノ商品ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所藏シタル者又ハ他人ノ登録商標ト同一若ハ類似ノ商標ヲ其ノ商品販賣ノ廣告、看板、引札等ニ使用シタル者ハ罰前項ニ同シ

第十七條 詐偽ノ所爲ヲ以テ商標ノ登録ヲ受ケタル者又ハ登録ヲ受ケサル商標ニ登録標記ヲ付シ若ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者又ハ情ヲ知リテ其ノ商品ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所藏シタル者ハ十五日以上一年以下ノ重禁錮又ハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 登録ヲ受ケシテ登録標記又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ付シタル商標ヲ○其ノ商品販賣ノ廣告、看板、引札等ニ使用シタル者ハ罰前項ニ同シ

第十九條 第十六條ノ犯罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス
第二十條 特許法第六條乃至第十條第十二條第十三條第十五條第二十一條第二十三條第二十八條乃至第三十七條第四十三條第五十一條第五十二條ノ規定ハ商標ニ關シテ之ヲ準用ス

第二十一條 主務官廳ニ於テ認可シタル同業者ノ組合ニシテ標章ヲ商標トシテ專用セントスルトキハ此ノ法律ニ依リ登録ヲ受ケルコトヲ得
前項ニ依リ登録ヲ受ケタル標章ハ登録商標ニ準ス

第二十二條 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
第二十三條 明治二十一年勅令第八十六號商標條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
商標條例ニ依テ受ケタル商標ハ此ノ法律ニ依テ受ケタル商標ト同一ノ效アルモノトス
商標ニ關スル出願又ハ請求ニシテ此ノ法律施行ノ日マテニ處分ヲ終ラサルモノハ此ノ法律ニ依リタル出願又ハ請求ト看做シ處分スヘシ
第二十四條 明治二十一年勅令第八十六號商標條例第三條第三號ニ該當シ又ハ同條例第八條ニ違ヒ登録ヲ受ケタル商標ニシテ同條例第十條ニ依リ無効タルヘキモノニ對シテハ此ノ法律施行後二年ヲ經過スルトキハ其ノ登録無効ノ審判ヲ請求スルコトヲ得ス

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ第七ニ移ル
○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガナケレバ、議事日程ノ第七ニ移リマス

第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
○恆松隆慶君(九十七番) 是モドウカ、前ノ委員ニ付託セラレシコトヲ……
○議長(片岡健吉君) 是モ前ノ委員ニ付託シテ、御異議アリマスマイカ
(異議ナシ) 呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通致シマス、議事日程ノ第八、登記法中特許意匠及商標ノ登記ニ關スル規定廢止法律案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略シマス
第八 登記法中特許意匠及商標ノ登記ニ關スル規定廢止法律案(政府提出) 第一讀會
登記法中特許意匠及商標ノ登記ニ關スル規定廢止法律案
明治十九年法律第一號登記法中特許意匠及商標ノ登記ニ關スル規定ハ特許法意匠法及商標法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
○恆松隆慶君(九十七番) モウ質問ハアリマセヌ、委員會ニ任セマス
○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセヌケレバ、議事日程ノ第九、特別委員ノ選舉

第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
○恆松隆慶君(前ノ委員ニ付託センコトヲ呼フ)
○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ、議長ガ指名シテ、御異議アリマセヌカ
(異議ナシ) 呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス、議事日程ノ第十、岡山縣郡廢置法律案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略シマス
第十 岡山縣郡廢置法律案(政府提出) 第一讀會
岡山縣下郡廢置法律案

岡山縣美作國眞島郡及大庭郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ眞庭郡ヲ置ク
岡山縣美作國西條郡、西北條郡、東南條郡及東北條郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ苦田郡ヲ置ク
岡山縣美作國勝北郡及勝南郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ勝田郡ヲ置ク

岡山縣美作國勝北郡及勝南郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ勝田郡ヲ置ク

延バスト云フコトノ動議ヲ出シマス
○贊成(々々)ニ反對(々々)ト呼フ者アリ

○早川龍介君(二十七番) 私ハ延バスト云フコトニ贊成デアリマスガ、若シ是ガ成立シテハ、反對ノ演説ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 贊成ガアリマスカラ、是ニ附イテ採決ヲ致シマス、加藤政之助君ヨリ答辯ヲ得ザルマデハ、此議事ヲ延ベタイト云フ動議デアリマス、之ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス——加藤政之助君反對ノ演説ヲ爲サリマス

○加藤政之助君(二百七十二番) 早川君……

○議長(片岡健吉君) 早川君……

○早川龍介君(二十七番) 皆サンノ御氣ニ入りマスヤウニ極短ク、私ハ極是ハ單純ナ考テ反對ヲ致シマス、十分ニ取調ヲ致シタト申スコトモゴザイマセ

ハ、唯今大藏省ノ政府委員ノ申サレル如ク、一兩ノ要點ハ、殆ド此日本ノ關稅即チ條約ノ結果カラ起テ參リマシタ、海關稅ヲ先ツ本年ハ免ニ角是デ

据ヘテ置クガ、一番宜イト云フ頭ヲ以テ居ル觀察カラ、是ニ反對ナノデス、即チツレハ既ニ彼ノ燐酸ノ燐寸ニ附イテ輸入ト云フコトニ附イテ、既ニ是ハ

本院ガ可決ヲ致シテ居リマスガ、是ハ歐羅巴全體ノ取調カラ見マシテモ、現今ノ商況ノ大勢ハ、殆ド世界ノ上ニ於テ日本ノ總テノ物品ト云フモノガ、網

ハ佛蘭西ニ押サレ……亞米利加ニ押サレ、其他一般ノ輸物ト云フモノハ、餘程困難ノ時機デアラガ、獨リ燐寸ノ如キハ、十分ニ力ヲ入レテヤッ

テ行ク程ナラバ、此歐羅巴ニ向ッテ日本ガ輸出ニ打勝ツト云フコトガ出來ル

ト云フ程ノ問題デゴザイマス、故ニ是ハ誠ニ問題ガ大キクツテ、且ツ詰リ益

スル所モ大キイノデゴザイマス、全體此燐酸ノコトハ、ドチラニ致シマシテモ、

サウ大變ニ國庫ニ非常ニ差響ガ起ルトカ起ラヌトカ申ス程ノ問題デモゴザイ

マセモガ、免ニ角此コトハ、要スルノニ薩哈噠島ノ一部ノ漁業者ガ困ルト申

スノモノハ問題ノヤウニ開イテ居ル、又此山口其他九州地方朝鮮沿岸ニ

至リマス所ノ漁業者ハ、確カニ承ッテ居ル所デ、輸入稅ヲ掛ケルト云フコト

ヲ承ッテ居リマス、サウシマシレバ殆ド薩哈噠島一部ノタメニ之ヲ免稅ヲ致

シマシタメニ、亞米利加アタリカラ非常ニ鹹魚ガ輸入シテ參ルト云フコト

ガ、若シ起リハセヌカ、(ノウ)ト呼フ者アリ)先ツ默ッテ御聽ナシテ下

サイ、進行博士諸君杯ハ、ドウゾ默ッテ御聞下サラヌト云フト、長クシタレ

ナルヤウニ思フ、進行ノ意思ニ背クヤウニ思ヒマス——詰リ或ハ大イニツレ

ガ意思ガ違ッテ居ルカラ、ツレハ無論分リマセ、免ニ角條約ガ改正ニ

ナリマス現今、即チ此國庫デモ金ノ足ラヌト申シマスルコトデアリマスカラ

シテ、詰リドウシテモ今年ノ所ハ先ツ一年ノ實行行シナイデ、事實上十分ノ調

査ヲ致シテ免除致スト云フコトニ付イテハ、敢テツレデ、決シテ其迷惑ダト

申スヤウナコトハナカララウト思フ、又一方ノ政府委員ノ言フ所ヲ聞キマシテ

モ、總テ外國ニ係ル關稅ノコトハ、一遍免除ヲシテ、ドウモヤリ損ツカシテ、

今年ハ免稅ヲシタガ、今年ハ又掛ケヤウト云フコトハ、體面ニ於テ宜シクナ

フコトハ、國家ノ體面ニ於テモ、大關係ガアリマスカラ、唯私ハ是ダケノ考ヲ以テ若シ十分ニ御考調查ヲ煩シ……斯ク私ガ演壇ニ登ッテモ、實ハ能ク分ツ

○島田三郎君(二百五十番) 本案ニ附キマシテハ、大勢既ニ決シテ居ルト思ヒマスガ、本員ハ此意味ダケハ十分御話シテ置キマセト、雙方共ニ利害ノ

大關係アル問題デゴザイマスカラ、反對ノ方モ衆議院ガ漫ニ唯反對ノ利益ヲ

思ハズ決シタテ云フヤウニ思ハレバ、遺憾デアリマスカラ、私ガ贊成ス

ル所以ヲ一應御聽キヲ煩ハサナケレバ、遺憾デアリマスカラ、本員ハ全體ノ考ニ於キマ

シテハ、到底島國ノ日本國民ハ、成ルベク海上ニ領分ヲ擴ゲテ、其漁業ノ盛

ニスルト云フコトガ、自然ノ勢デ、是ヲ國法ニ依ッテ助ケルノハ、誠ニ順

當ノ筋ト思フテ居リマス、唯今ノ形勢見マシテ、元ト日本領デアツタ

哈噠島ハ、是ヲ露西亞ニ渡ストキニ、特別ノ利害ノ關係ヲ有ッテ居ル、元ト日本領ノ漁

業場デアツタガタメニ、是ニ特別ノ利害ノ關係ヲ有ッテ居ル、元ト日本領ノ漁

業ノ境カラ農業ノ境ニ移ッテ人口ガ増スカラ、自然漁業ガ薄クナツテ來ル

ト云フコトハ、日本ニ於テ此業ヲ營ンデ居ルベキ北海道ノ現狀ト私ハ思ヒマス、サ

ウスレバ北海道ニ於テ此業ヲ營ンデ居ル者ガ、外ニ出テヤルハ思ヒマス、サ

然ノコトハ、北德瀾ニ違ハズ、現ニ出テ居ルデアリマス、即チ薩哈噠島勿

論、是カラ西伯利沿岸並ニベリリン海峽アタリ、並ニ英利吉ノ加拿陀領近

海アタリマデ、日本ノ漁業者ガ出テ居リマシテ、是ニ附キマシテ特別ニ日本

ノ利益ヲ持ッテ居リマス、日本ノ漁業者ガ出テ居リマシテ、是ニ附キマシテ特別ニ日本

向ッテ土地廣クシテ人少イノデ、日本ハ土地狭クシテ人多イタメニ力ヲ以テ

競等致スニハ、十分ナ餘力ガアルト云フ有様デ、唯北海道カラ參ルノミナラ

ズ、中國ノ邊カラモ皆移ッテ、是等ノ所ニ皆漁業ヲ營ンデ居ル、是ニ附イテ

色々ナ利益ガ起ッテ居ルノハ、近來西伯利領ニ色々ナ雜貨ヲ持ッテ往キマス

ガ、是等ハ漁業ガナケレバ、片貿易ニナル、此方カラ品物ヲ持ッテ空船ヲ歸

ルト云フノハ、西伯利ニ對シキハ貿易ヲ持ッテ往ッテ、歸ルトキハ漁業ヲ獲

物ヲ持ッテ來テ、間接ニ日本ノ貿易ノ利益ガアルト思ヒマス、其中ノ著シキ

モノハ鹽ノ商デアリマス、本員ノ承ル所ニ依リマス、日本ヨリ此特別キ

漁業ノタメニ此沿岸地方ニ出マスルノガ、五斗俵ニシテ三十万俵出ルト云フ

コトヲ聞キマス、全體日本デハ此鹽田ガ廢レルト云フコトハ、鹽田調査會ヲ起

シテ、殊ニ此業ヲ獎勵シナケレバナラヌト云フコトハ、此議院カラモ建議ガ

アツテ成立ツタコトデアリマスガ、是等ノコトヲ數ヘ上ゲマスルト、此漁業

ノ成立ッテ居ルコト云フコトハ、日本ノタメニ職業ヲ殖シ、貿易ヲ殖シ、間接

ニ鹽田ノ私利ノ利益ガアルマシテ、是ニ向ッテ此反對ノ議論ノ起ルト云フ

ノハ、寧ロ私ノ怪ム所デアラ、從來若シ是ニ稅ヲ掛ケテ居ルモノハ、唯今取ラウツ

云フコトナクシテ、昨年ノ歲ノ終リマデ稅ガ極ク薄クカシタモノハ、新ナ關稅

規則ガ起ツタニ附イテ、稅ガ増シマデ、ウレニ向ッテ是ガ日本ノ漁業ヲ起

サウトスルノニ、競爭サレテ困ルト云フ苦情ガ起ル苦ガナイ、若シ新ナ關

稅ガ成立タナケレバ、此進行デ往ツタノデアアル、唯今新ニ其コトガ行ハレ

タメニ、今マデ是等ニ關係シタ漁業者漁民ガ、大イニ恐慌ヲ起シテ、是マデ

ノ有様ヲ變ヘラレテハナラヌト云フノデ、狼狽ヲ致シタノガ、此結果ニナツ
 タノデ、北海道近傍ノ人ガ若シ斯ノ如キ苦情ガアツタナラバ、從來ナカッタ
 トキニ彼ノ保護稅ヲ掛ケテ呉レヌカト云フ運動ガナケレバ、行レラヌアル
 ニ方ツテ、此通掛ケテ貫ハナケレバ困ルコト云フハ、本員ノ大ニ疑フ所デ
 アル、ソコデ此コトニ附イテチヨウド唯今早川君ガ御話デゴザイマシタガ、
 全體關稅規則ハ日本ニ一般ニ行レナケレバナラヌ、大藏省ノ人ガ朝鮮ニ往
 テ來ル漁業ニハ稅ヲ掛ケヌト云フ、行政官ガサウ云フ取捨ノ出來ベキモノデ
 ハナイ、朝鮮ハ外國デアアルカ、抑々内國デアアルカト云フ限リ附ケレバ、薩哈
 噠ニ往クモ、朝鮮ニ往クモ、同シク外國漁業デアアツテ、大藏省ノ行政官ノ手
 加減デ朝鮮ハ許シテ、薩哈噠ハ許サヌト云フナラバ、衆議院ハ法律ノ解釋者
 トシテ、斯様ナ解釋ハ許サヌト云フハナケレバ、行政官ガサウ云フ曖昧
 ナコトヲ、之ヲ許サヌデモ宜イト云フハ、此衆議院ノ議場ニ於テ言フベカラ
 ザルコト、思フ(早川龍介君「ソレハ誤解デス」ト呼フ)尙ホソレニ附イテ御
 說ガアレバ、尙ホ御發議ヲ願ヒタイ、本員ガ唯今承ツタ所デハ、左様ナ考ヲ
 起シタノデアアル、無論露西亞人ノ心ヲ以テ見レバ、自分ノ領分デ、自分ノ人
 民ガ漁業ヲシテ居タノデアアリマセウガ、人少ナクシテ土地大ナル國ハ、土地狹
 クシテ人多キ國トハ、天然ノ競争ニ於テ賃銀ノ高下ノ上カラシテ、日本人
 ガ露領ノ沿岸ニ行ツテ漁業ヲスルト云フコトハ、彼ノ殆ト止ムル能ハザル所
 デアル、故ニ薩哈噠ニ向ツテ露西亞ノ黑龍江ノ太守ガ、如何ナル法律ヲ出シ
 テモ天然ノ利害ハ一片ノ法律デ之ヲ破ルコトハ出來ヌト思フ、是ニ向ツテ本
 員ガ承ツタ所ノ事實ヲ申スル、今年ニ入ツテカラ、或ハ昨年ノ暮デアアツタ
 ノ如ク露西亞領ニ於テ日本ノ者ガ漁業ヲ止メラレタト云フコトハ、此コト雷震
 フコトガ、新聞紙ニモ書カレ、風説ニモ傳リマシタガ、本員ガ信ズベキ筋ノ
 報ズル所ヲ聞キマスルニ、三人止メラレタト云フコトデアリマスガ、是ハ日
 本人民タルガタメニ止メラレタニアラズシテ、其場所ガ魚ノ孵化スル所デア
 アツテ、此處ニ來テ漁業ヲスルノハ、魚ノ繁殖ヲ妨グルト云フノデ、其場所
 ノ漁業ヲ止メタノデアアル、所謂數畝汚池ニ入ラズト云フ主義デ、繁殖ノ元ヲ
 止メタト云フノデアアルカラ、日本人タルガタメ止メラレタノデアナイ、魚類ノ
 繁殖ヲ保護スルコトデアアルカラ、露西亞人ト雖モ此範圍内ノ地ニ於テハ
 ハ漁業ガ出來ヌトデアアル(違フ)ト呼フ者アリ)私ノ言フ所ガ違ヒマスナ
 ラバ、後トデアテ議デ承リマスルガ、本員ノ言フコトガ事實デアリ
 マス、ソレ故ニ是ハ外務ノ當局者ニ御質問ニナツテ、本員ノ言フコトガ事實デア
 アルカ、或ハ反對者ノ言フコトガ事實デアアルカ、是ハ事實問題デアアル(問違
 テ居ル)ト呼フ者アリ)靜ニ御聽ニナルノガ、當然デアアルト思フ(謹聽々々)
 ト呼フ者アリ)尙ホ此加拿陀領ニ往キマシテ、加拿陀領ヲ旅行シタ人ノ物
 語ニ依ルト、加拿陀領ニ往ツテヤツテ居ルノハ、日本ノ出稼人ガ多イ、彼等
 一同日本人ハ誠ニ感心ニ營業ヲ務メルト云フテ、賞讃シテ居ルト云フコトヲ
 聞イテ居リマスカラ、加拿陀領ヲ取リマスルノモ、露西亞ノ領ヲ取リマスルノ
 ナツテ居ル、其證據ヲ一ツ舉ゲテ見ルト、之ハ明治三十年ノ外國貿易概覽ニ
 大藏省主稅局デヤリマシタト、斯様ニナツテ居リマス、本品ノ露領亞細亞
 靜ニ諸君ニ御報告ヲシマスルト、斯様ニナツテ居リマス、本品ノ露領亞細亞
 ヨリ輸入スルモノハ鮭及鱒ノ一品ナリ蓋此二魚ハ從來我北海道ニ於テ漁
 獲スルモノ頗ル夥多ナリシガ同道ノ拓殖日ヲ逐フテ増進スルニ從ヒ漸ク

其數ヲ減少シ今日ニ至テハ石狩後志ノ如キ殆ト收獲ヲ見ス僅カニ北
 見根室等ノ引續キ漁獲アルノミニシテ是レトモ亦往時ノ如キ盛況ヲ見
 テルニ至リタレハ本邦魚漁者ハ勢ヒ海外出漁ノ必要ヲ感シ魯領沿海ニ向
 デ出漁スルモノ、次第ニ多キヲ加ヘテリハ、是ハ大藏省ノ主稅局ノ報告
 ハ、自然ニ農業ニ移ツテ北海道ガ全部開ケマスルニハ、漁業ト農業ト相俟
 テ、北海道ハ殖民シナケレバナラヌ、ソレニ何ゾヤ外國ニ出稼スル者ノ足ヲ
 留メテ、内地人ノ巨利ヲ受ケル所ノ職業ヲ禁ジ、内地ノ片貿易ニシテシマツテ、
 貿易ノ全部ヲ省キ、尙ホ内地ノ人民ニ向ツテ與ヘル利益ヲ塞イデシマツテ、
 一部ノ北海道ノ進歩ヲ止メテ、漁業一事ニ依頼セシメントスル、此狹隘ナル
 政策ハ、本員ハ大體ニ於テ反對セザルヲ得ヌ、斯ノ如キ狹イ見解デアアルト、
 本員ハ疑フ懷クデアアル、若シ是等ノコトヲ皆稅ヲカケテ縮メルト云フコト
 デアツタラバ、勢此漁民ハ我北海道ノ漁業場所ヲ取ラナケレバナラヌ、此
 漁業ノ場所ハ北海道ヲ取ルトスルハ如何ナル人ハ、濱場ヲ貸ス人ハ、之ニ依
 益ヲ得ルカモ知レヌガ、損ヲスル人ハ如何ナル人デアアルカ、詰リ唯今マデノ
 北海道ノ漁業者ガヒドイ影響ヲ受ケルノト、内地デアアルカ、魚ヲ食フテ、山間
 避地ノ農民ガ一種ノ快樂トシテ居ル所ノ食料ヲ割カレルニ過ギナイ、甚ダ狹
 隘ナル政略ト本員ハ考ヘルデアアル(ヒヤ)ト呼フ者アリ)ソレ故ニ總テ
 ノモノヲ集メテ、論ジテ見マシタナラバ、左様ナル次第デアアル、唯今マデニ
 本員ガ調ベマシタ所ニ依リマスルト云フト、是ダケノ事實デゴザイマスルカ
 ラ、若シ此事ハ一旦止メマシテ、重キ稅ヲ掛ケマシタナラバ、中國邊カラ朝
 鮮近海ニ參リマスル漁業者ガ、著シキ打撃ヲ受ケルデアアラウ、早川君ノ言ハ
 レルガ如キ事實デアアルナラバ、朝鮮ハ外國デアアルカ、内國デアアルカト云フコ
 トヲ極メケレバナラヌ、外國デアアルカト云フコトハ、薩哈噠ト同シト云フコ
 トヲ極メケレバナラヌ、ソレヲ入レルト入レルトハ、行政官ノ唯隨意ニ志
 這入ラナケレバナラヌ、此議會ハ決シテ左様ナル範圍ヲ去ツテシマツテ、露達ナル
 ニ言フベキコトデアアツテ、此議會ハ決シテ左様ナル範圍ヲ去ツテシマツテ、露達ナル
 イ、之ヲ止ムベカラズンバ、速ニ左様ナル範圍ヲ去ツテシマツテ、露達ナル
 日本國ヲ建設スルコトニ御注意アラフコトヲ望ムガタメニ、本員ハ斷然此稅
 ヲ廢シテ、明治三十一年十二月マデノ如クシタイト云フ、新ニ加ヘルト云フ
 意味デアハナク、新ニ加ツタモノハ、此儘ニスルト云フ意味デアゴザイマス
 ラ、是ダケノコトヲ本員ハ望ムノ趣意トシテ、是ダケノコトヲ述ベテ置キマス

(討論終結)ト呼フ者アリ)

○讀長(片岡健吉君) 加藤政之助君

○恆松隆慶君(九十七番) 討論終結ノ動議ニ澤山ノ贊成者ガアリマス

○井上角五郎君(百八十番) 議長

○井上角五郎君(百八十番) 唯今討論終結ト云フコトヲ島田君ガマダ演壇ニ
 居ル中カラ...演說ガ濟ムト直チニ討論終結ノ動議ガ出テ贊成モアルノニ、
 殊更ニ加藤君ヲ其所ヘ御登ボセニナルノハ、ドウ云フ譯デゴザイマスカ、先ヅ
 討論終結ノ採決ヲサツタ上ニ、加藤君ニ演說ヲ御許ニナツテハ如何デアスカ

○讀長(片岡健吉君) 討論終結ノ動議ガアリマシタケレドモ、討論終結ニハ
 二十名ノ贊成者ガナケレバ成立チマセヌ

(澤山アリマス)ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 加藤政之助君ニ發言ヲ許シタノデアリマス

○加藤政之助君(二百七十三番) 諸君 此事實ダケハ是非明ニシナケレバナ
 ラヌト思フデアリマス、唯今島田三郎君ガ此案ニ對シテ贊成ノ演說ヲ爲サ

レマシテアリマスガ、私ハ甚ダ島田三郎君ノ演説ニ對シテ感服致サ、ル者デ
 ク遠洋ノ漁業ヲ保護スル理由ヲ述ベマス、元來私ハ島田三郎君ト同ジ
 嘗テ其遠洋漁業ヲ保護セルベカラザルコトヲ説イタコトモ度々アルノデ
 讓ル者デモナイ、又此案ノ提出者ニモ讓ル者デモナイ、併ナガラ私ガ此案ニ
 反對シナケレバナラヌ、何故デアアルカ、遠洋漁業ヲ保護スルコト云フコト
 ヲ希望シナガラ、此案ニ反對シナケレバナラヌト云フ茲ニ理由ガアルノデア
 リマス、若シ此案ヲシテ獨リ我日本國カラ彼ノ薩哈噠島ニ出漁ヲ致シテ居
 所ノ者、若クハ露西亞沿海等ニ出漁致シテ居ル所ノ者ヲ保護スルコト云フコト
 ダケニ止マルナラバ、私ハ兩方ノ手ヲ舉ゲテ、ツレニ贊成スルノデアリマス、
 然ルニ此案ハ僅ニ三十七人ノ我日本國ノ薩哈噠島ニ出漁シテ居ル所ノ者ヲ保
 護スルガためニ、我日本國ガ最モ貴重シナケレバナラナイ所ノ此關稅定率法
 ヲ改メヤウト云フノデアアル、即チ關稅定率法ノ中ヨリ鹹魚ノ稅率ヲ除イテ、
 是カラ途前露西亞カラ來テモ、英吉利カラ來テモ、亞米利加カラ來テモ、何
 處カラ來テモ、之ヲ無稅ニスルコト云フコト案デアアルデアリマス、是ハ一
 部ノ此漁業者ヲ保護セント欲シテ、我關稅ノ定率法ヲ改正スル、即チ我關稅
 權ノ幾分ヲ失フ所ノデアリマス、斯ノ如キ案ニ對シテハ、私ハ同意ヲ表
 スルコトハ出來ナイノデアリマス、若シ此案ノ提出者ガ彼ノ遠洋漁業獎勵法
 ニ依ッテ、幾分ノ金ヲ農商務省ノ手ヲ經テ渡スト云フヤウナコトデアリマシ
 タナラバ、私ハ強テ之ニ贊成ハ唱ヘナイノデアリマス、所デ私ガ第二ニ此
 案ニ反對シナケレバナラヌト云フノハ、先刻政府委員ニ向ッテ質問致シマシ
 通、此薩哈噠島ノ漁業スルコト云フノハ、決シテ是カラ五年モ十年モ漁業スル
 權利ノ居ル所デアリマス、決シテ左様デアラナイノデアリマス、僅ニ二
 十八年ニ發布シタ水産假規則ニ依ッテ三年間此規則ハ有效ダト云フ、其規則
 ノ中ニ書イテアルノニ、唯一年ダケ其年々區域ヲ定メテ、露西亞政府ガ日
 本人ニ漁業スルコトヲ許可スルコト云フノデアアル、然ラバ此薩哈噠島ニ往ッテ居
 ル所ノ日本ノ漁業者ハ、唯漁業スル一期ダケ此漁場ヲ借りテ居ルノデアアル、
 何日何時取放サレルカモ知レナイノデアアル、其何日何時取放サレルカモ知
 ナイト云フコトハ、曩ニ外務省ガ露西亞政府ニ掛合ッテ、ドウゾ日本ノ漁業權
 ヲ確定シテ下サイト云フノデアアル、照會ヲシタケレドモ、此照會ニ對シテ露西亞
 政府ハ縱令五年デモ十年デモ極メテ漁業權ヲ與ヘルト云フコトハ出來ナイト
 云ウテ、斷然拒絕シタ、此拒絕シタ意思ヲ推シタナラバ、何日デモ、露西亞
 政府ノ便利ニ依ッテハ、漁場ヲ取上ゲ、漁業權ヲ取上ゲルコト云フコトハ、知
 切タル事實デアアルト思ヒマス、加之ナラズ先刻島田君ハサウ云フ事情デナク
 シテ、魚族繁殖ノ趣旨デアアルト云フコト云フハ、然ルニ今年之ヲ斷乎トシテ
 デアル、昨年マデ現ニ許可シツ、アルノデアアル、然ルニ今年之ヲ斷乎トシテ
 拒絕シテ許可シナイト云フコトニナツタ、其他ノ事實ニ於テ今マデ日本人ガ
 許可ヲ得ツ、アツタ處デモ、其當時露西亞人若クハ薩哈噠島土人ガ漁業權
 ヲ許可シテ貰ヒタイト云フコトヲ出願スルト云フコト、日本人ニハ許可セズシ
 テ、薩哈噠島土人若クハ露西亞人其他ノ外國人ニ許可スルト云フコトガ、是マ
 デノ先例ニ依ッテ證明スルコトガ出來ルノデアリマス、然ラバ薩哈噠島ニ
 於ケル我日本國ノ漁業者ノ權利ト云フモノハ、今日アツテ明日ナイモノデア
 ル、明年ハ或ハ便宜ニ依ッテ取放サレルカモ知レナイモノデアアルノゴザイ
 マス、斯様ナル薄弱ナル漁業權ヲ持ッテ居ルモノヲ保護センガためニ、海關
 稅ト云フガ如キ、外國ト關係アル此稅目ヲ除キ去ルト云フコトハ、私ハ國家ノ
 マメニ甚ダ取ラザル所デアアルガ故ニ、是ハ不贊成ヲ唱ヘナケレバナラヌ、又次

ニ此案ニ反對スルト云フ理由ハデス、現ニ薩哈噠島ニ於テモデス、皆御承知
 ノ通日本人バカリ漁業シテ居ルカト云フト、サウデアナイノデアリマス、彼ノ
 デンビト云フ人ノ如キハ、殆ド薩哈噠島ノ沿岸最好ノ漁場ヲ五十里ノ間占
 メテ居ル、又セミノフト云フ人ハ、大ナル漁場ヲ數箇所持シテ居ル、又タムラオ
 ノ監獄ニ於テ露西亞政府ハ囚徒ヲ自ラ使ツテ、サウシテ漁獵シツ、アルノデ
 ゴザイマス、東察加ニ於テハ露西亞ノ獸皮會社ガ一昨年カラ漁業ヲ始メテ、
 現ニ昨年ハ七千石程採ツテ、其内五千石ハ既ニ箱館ニ輸入シテ、又英領
 加拿陀ニ於テハ、六百噸ト云フモノノ昨年一船ニ積込シテ、日本ニ輸入シタノ
 デアルベリリシグシニ於テモ同様デアアル、此形勢ヲ見ルト云フト前途ドレ
 ダケノ鹹魚ガ我邦ニ這入ッテ來ルカ、此等ノ競争ノためニ折角諸君ガ保護目
 的トスル所デアリハ、漁業者自身モ壓倒サレルト云フ結果ヲ惹起シハセヌ
 カト、斯様ニ恐レルノデアリマス、現ニ二十七年前マデハ、輸入出表ヲ諸君ガ
 御覽ニナレバ、僅ニ此數萬圓ニ過ギナカッタ所ノモノガ、昨年十箇月ニ於テ殆
 ド四五十萬ノ高キニ上ツタノデアリマス、此様ニ此一二年間ニ巨額ノ輸入ヲ
 増シツ、アル際ニ當ッテ、折角本年定メマシタ所ノ此關稅定率法ヲ一年モ試
 ミズシテ、之ヲ改メタルコト云フコトハ、實ニ輕卒千萬ナルデアアルト思フ
 加ニナラズ本案提出者ハ、之ヲ免除シテヤラナケレバ、薩哈噠島ノ漁業者ハ明
 年カラ止メナケレバ、斯様ニ申シマシタケレドモ、是ハ事實誤デアアル
 ト云フコトハ、先刻私ガ政府委員ニ質問シタ事ニ依ッテ明デゴザイマセウ、
 現ニ明治二十八年五十二萬圓ト云フ金ヲ取ツタデアリマス、然ラバ漁業者ハ平均ノ上デハ、一倍以上ノ
 利益ガ年々アルト云フコトハ、知切タコトデアアル、斯ノ如ク利益ノアル漁業
 者ガ、僅ニ此海關稅ヲ拂ウタ所ガ、明年カラ止メナケレバナラヌト云フヤ
 ウナコトハ、實際アル氣遣ハナイ、私ハ諸君ニ向ッテ、是ハ斷シシ保證
 ヲスルコトガ出來ルノデアリマス、然ルニ此一年ノ間モ之ヲ經驗セズシテ、
 諸君ガ輕舉ニ一部ノ人ノ言フコトヲ信シテ、此稅ヲ免除スルト云フコト
 ニ至リマシテハ、私ハ實ニ國家ノためニ、一旦之ヲ免除シテ、他日悔ユルコト
 ガ出來ハセヌカト思フノデアリマス、一旦之ヲ免除シテ、若シ必要ガ起ツテ
 稅ヲ掛ケルト云ウタ所ガ、是ハ協定稅率デアリマス、苦情ハ起ルマイト云フ
 政府委員ノ御話ハアリマシタガ、此外外交上今マデノ慣例ニ依ッテ御覽ナサ
 イ、若シ一箇國デアル物品ニ對シテ新ニ稅ヲ課スルト云フコトヲヤリマシタ
 ナラバ、其返報ニ相手國ニ於テハ、其國カラ輸入スル所ノ物品ニ向ッテ稅ヲ
 掛ケルト云フ、復讐主義ヲ行ウテ居ルト云フコトハ、外交上常ニ諸君ガ目撃サ
 レルト云フアリマス、然ラバ茲デ以テ一旦免除シテ、再ビ必要ガ起ツテ稅ヲ掛
 ケルト云フコトニハ、何カ我日本國ハ之ニ對シテ御釣ヲ取ラレナケレバ、再
 ビ稅ヲ掛ケルトコトガ出來ナイト云フ危險ニ陥ルノデアリマス、斯ノ如キ稅
 ヲ今日マダ試シモセズニ、此稅ヲ止メテ危險ヲ冒シテモヤルニハ及バヌト思
 フノデアリマス、島田三郎君ハ頻ニ之ヲ免稅シテヤラナイト云フト、アチラ
 ノ漁業ガ止ミ、又日本ノ貿易品ノ導ニナルコトガ出來ナイ、斯様ナコトヲ申
 サレマシタガ、是ハ島田君ガ事實ヲ知ラナイ、此鹽ガ行クノモノタメニ行
 クノカ、貿易品デモ何デモナイ、此魚ヲ採ルタメニ持ッテ行クダケノ話デア
 リマス、此漁業ガ止ム以上ハ、何日デモ鹽ハ行クノデアアル、決シテ貿易品
 デモ何デモナイ、薩哈噠島者ガ貿易ノ助ケヲ爲シタト云フコトヲ云フノハ、
 全ク北海道デモ、薩哈噠島者ガ露西亞沿海州デアモ、事實ヲ知ラナイ所ノ議
 論デアツテ、此等漁業者ガ僅ニ自分ノ糧食ヲ持ッテ行ク、事實ヲ知ラナイ所ノ議
 論デアツテ、此等漁業者ガ僅ニ自分ノ糧食ヲ持ッテ行ク、事實ヲ知ラナイ所ノ議
 マス、斯様ナ事實デアリマスカラ、ドウゾ此案ハ私ハ今年是ヲ免除スルト云

フダケハ、少クモ諸君ガソレヲ思止マツテ頂キタイ、重ネマシテ必要ガアツ
タナラバ、遠洋漁業保護ノ例ニ倣ウテ、之ヲ保護スルナリ、或ハ止ムナク
バ經驗ノ上免除スルト云フコトヲ再ビスルナリ、ツレハ宜シウゴザリマスガ、
輕キニ之ヲ免除スルト云フコトハ、甚ダ宜シクナイト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 討論終結ニハ、二十名以上ノ賛成者アリマスカ
〔賛成々々〕ト呼フ者多シ

○議長(片岡健吉君) 討論終結ノ動議ガ出マシテ、賛成者ガアリマスカラ、
採決致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、討論ハ終結ト認メマス——此案ニ
附イテ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、第二讀會ヲ開クニ同意ノ諸
君ハ起立ヲ請マス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

○西村眞太郎君(二百七十一番) 國有林野法案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマ
ス

○議長(片岡健吉君) 二百七十一番カラ、國有林野法案ノ委員會ヲ開キタイ
ト云フコトデアリマス

○議長(片岡健吉君) 宜シウゴザイマス

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ二讀會ヲ開イテ貫ヒタイ

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス

明治二十年法律第十四號關稅定率法中改正法律 第二讀會
案(重岡薫五郎君外三名提出)

○恆松隆慶君(九十七番) 讀會ヲ省略シテ
〔賛成々々〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、是モ御異議ゴザイマセ
ヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナイト認メマス、議事日程第十七建議案、議
案ノ朗讀ヲ省略シマス

第十七 水産調査及漁業練習ニ要スル船舶新營並ニ水産實習
所ノ新設ニ關スル建議案(恆松隆慶君外七名提出)

水産調査及漁業練習ニ要スル船舶新營並ニ水産實習所ノ新設ニ關スル
建議案

我國漁業ノ幼稚ナル徒ニ奮然ト墨株シ從來ノ漁場已ニ狹隘ヲ告クルニ拘ラ
ス近海數里ニ過キサル海面ヲ以テ其ノ漁場區域トシ互ニ其ノ利ヲ爭フニ過
キス偶々遠洋漁業ノ利ヲ説ク者アリト雖モ之カ實行ニ著手スル者稀ナリ是
レ其ノ事業ノ新ニシテ漁業ノ方法明カナラス且之カ指導者タル者ニ乏シキ
ニ因ル故ニ水産ノ大利ヲ擧ケムニハ先ツ漁場ヲ調査探檢シ漁業ノ方法ヲ明
示シ其ノ指導者ヲ養成スルカ爲メ其ノ設備トシテ水産調査船及漁業練習船
ヲ新營シテ之ニ充ツルハ目下ノ急務ナリトス又水産ノ製造養殖若ハ漁撈ニ
關シ其ノ改良發達ヲ圖ルニハ學理ヲ應用スル實際的技術ヲ練磨スル目的
ノ爲メニ適當ノ地方ニ於テ實習場ヲ設備スルハ頗ル必要ナルニ拘ラス現在
ノ水産講習所ニ於テ其ノ設備ヲ缺如スルカ故ニ完全ナル實際的技術ヲ實習
セシムルコト能ハサルモノト信ス依テ政府ハ斯業ノ發達ヲ圖ルカ爲メ相當
ノ經費ヲ支出シテ水産調査船漁業練習船及水産實習所ヲ新設セラレムコト
ヲ望ム

右建議ス

○恆松隆慶君(九十七番) 極簡短ニ述ベヤウト思ヒマスカラ、此席カラ
我國ノ水産ノ業ヲ發達シヤウト云フニハ、水産調査船及ビ漁業練習船ヲ新營
シ、サウシテ漁場探檢其他ノ調査ヲ爲シ、遠洋漁業ニ要スル人物ヲ養成シ、
又水産實習所ヲ設ケテ、學理應用ヲ實習セシメテ、此業ヲ盛ニシヤウト云フ趣
意デゴザイマス、此コトニ附イテハ隨分箇條ヲ調べテゴザイマス、一々説明
ガ致シタウゴザイマスケレドモ、餘リ貴重ノ時間ヲ費シマスデゴザイマスカ
ラ、少シ調ベマシタ廉ダケハ、速記者ニ依頼シテ載セテ貫フコトニ致シマ
ス、到底是ハ委員付託ニナツテ、成立ハ立派ニ出來ル問題ト思ヒマスカラ、
先ツ此位ニ辯シテ置キマス

遠洋漁業練習船ニ關スル取調書

本邦ノ漁業ハ世ノ進運ニ伴ヒ漸次發達シ魚獲高モ從テ増加ノ觀アルモ實際ニハ其營業日ニ困難ヲ來
シ漁場ノ紛議流シ底止スル所ヲ知ラス是漁業制度ノ不備ニ原因スト雖モ漁業組織舊慣ヲ改メサル
コト最大原因タリ則チ遠洋漁業ノ組織ヲ獎勵スルニアリ是レ遠洋漁業獎勵法ノ實施セラレタル所以
ナリ然ルニ遠洋漁業ヲ今日ニ實行スル上ニ困難ヲ感スルハ

一 帆船ノ操船ニ慣レタル船長運轉手水夫ニシテ漁業上ノ知識技能ヲ有スルモノナキト
一 漁業者ハ在來小漁船ノ操船ヨリ外ハ汽船帆船ノ操方ヲ知ラサルカ故ニ止ムヲ得ヌ多額ノ費用ヲ
出シ漁業上ニ經驗智識ナキ船員ヲ雇入ル、ノ止ムヲ得サルコト

一 外國漁船ニ乗船セシ水夫等ニシテ汽船帆船ノ操船ニ慣レタルモノナキニアラサルモ極メテ小數
ニシテ需用ヲ充タスニ足ラサルノミナラス不學無識ノモノ多ク放縱ニシテ規律ナク航海術潮
流天候ノ關係ノ魚族ノ慣性等學術上ノ知見ナキヲ以テ到底水夫タルニ止マリ一船ノ命令指揮ヲ
流スニ足ルモノナキト

以上ノ關係ハ此必要ナル遠洋漁業ヲ阻害スルコト極メテ大ナリ遠洋漁業獎勵ノ最大急務ハ學術知識
アル技術者ヲ供給スルニ在リ遠洋漁業練習船ハ水産講習所ニ於テ規定ノ學科ヲ修業セル後乗船セ
シメ實地ノ練習ヲナサシメテ此必要ニ應スルニ在リ

一 練習船ヲ以テ生徒養成ヲナスノ方針ニアリ
一 水産講習所ニ於テ規定ノ學科ヲ修業セシムルモノノ乗船セシムルモノノ則チ漁船船長、運轉手、漁
撈長ノ素養ヲナサシムルモノ

一 漁業者ノ子弟ニシテ規定ノ學科ヲ修業セシメス單ニ航海上必要ノ事項ヲ修得セシメ單ニ實地ニ
遠洋漁業ノ智識ヲ授クルモノノ則チ現業科ニシテ遠洋漁業船ノ水夫タラシムルモノ

一 練習船ノ費用
一 新營費

二万六千九百九十六圓四十一錢

(一六)

一經常費 一万九千九百七十六錢
一練習船ノ構造
一帆船八十噸ノモノヲ要スルハ普通遠洋漁船カ設備セル船員寢室器具至漁獲物貯藏室等ノ外練習生徒ノ寢室、自修室、調査室、觀測測量器具等ヲ設ケ又單ニ一種ノ漁業ヲ練習セシムルノミナラス、鱒、鮎、釣、海、鰻、鱈、各種ノ漁業練習ニ適セシメ又地方有志家ノ子弟ヲ現業生トシテ募集シ技術ヲ練習セシムルコトアルヲ以テ是等ノ設備ヲ完カラシムルニ適セサル可カラズ

一練習船練習科目
一航海術
一海洋ノ調査
一氣象ノ觀測
一海中ノ測量
一漁獲物貯藏法
一信號法
一漁撈法
一漁撈ノトコロ、鰻、鱈、鰻、各種流網海獸類

水産講習所地方實習所ニ關スル取調書
一水産講習所地方實習所ノ位置
東京附近ニシテ最モ便宜ナル一縣ニ擇定シ漁撈、製鹽三科ノ實習ヲ主トシ併セテ水産上諸種ノ試験ヲ行フ
一地方實習所ト本所トノ區別
本所内ニ於テハ專ラ學理上ニ關スル試驗、講習ヲ爲シ地方實習所ニ於テハ試驗ノ結果ヲ確定シ實地上ノ技術ヲ練習セシム即チ第二學年迄ハ學術講義ヲ主トスルヲ以テ本所内ニ於テ教授シ第三學年ハ實地ノ練習ヲ主トスルヲ以テ地方實習所ニ於テス
一地方實習所ノ經費
金四万三千〇七十圓
一内
金二万九千六百圓
金一万三千四百七十圓

新營費
一地方實習所職員
本所職員ヲシテ臨時出張セシメ常務ハ本所職員中ヨリ在任處理セシム
一地方實習所ノ必要
水産業ニ關スル實地練習ハ東京ニ於ケル本所内ニ於テ完全ニ行ヒ得ヘカサルハ明カナリ地方實習所ハ學術ヲ主トスル本所ト相俟テ缺ク可カラサル施設トス
一漁撈
遠洋漁業ノ方法ヲ練習セシメ漁業改良ノ先導者タラシムルハ目下ノ急務ナルモ現時ノ狀態ニ於テ沿岸漁業モ亦諸ニ付スヘカラス生徒ヲシテ漁業上ノ智識ヲ得セシムルニハ最初先ツ船舶ノ運用ヲ練習セシムルヘカラス而シテ海上ノ操業ハ東京灣ノ如キ内灣ニ於テ練習セシムルモ實際ニ益ナキヲ以テ大海ニ面スル地方實習所ヲ設ケサル可カラズ地方實習所ニ於テ練習セシムル課目ハ各種網漁業、釣、漁業、船舶運用、海流、天候ノ觀測等ニシテ勢ヒ沿岸ノ地ヲ待テコト明カナリ

製造
一地方便宜ノ地ニ實習所ヲ設クルニ非サレハ新鮮ナル各種ノ魚介ヲ廉價ニ供給シ生徒ヲシテ經濟的ニ實地ノ練習ヲ爲サシムルコト能ハス地方實習所ハ單ニ練習ヲ完全ナラシムルノミナラス經費上ニ大關係ヲ及ボセリ
一養殖
魚介ノ養殖ハ一定ノ水面ヲ備フルニ非サレハ之ヲ實行スルコト能ハス淡水魚族ノ如キハ沿海ヲ要セサル鹹水魚及苦蕒養殖ハ沿海便宜ノ地ニ實習所ヲ設クルニ非サレハ之カ練習ヲナサシムルコト能ハス
一一般ニ及ボス利益
水産講習所生徒教養ノ目的ハ學識素養アリ能ク實地ノ用ニ任スル技術者ヲ養成スルニ在リ故ニ漁撈製造養殖共ニ在來ノ舊法ニ拘泥セシムル必要ナル改良法ヲ實施試驗シ新方法ヲ創始シ歐米最新ノ技術ヲ傳フ等ニ力ム假令ハ編網機ヲ備ヘテ人力省略ヲ示シ冷凍機ヲ備ヘテ鮮魚貯藏ノ法ヲ示シ或ハ新種ノ魚介ヲ歐米ニ需メテ之カ蕃殖ヲ圖ル等ノ如キ若シ各地ニ實習所ヲ設クルニ至ラハ單ニ完全ナル技術者ヲ養成ニ止マラス營業者ノ智見ヲ開發スル間接ノ利益モ亦頗ル大ナリ

一西川宇吉郎君(二百三十番) 是ハ別ニ質問モアリマセヌカラドウカ九名ノ議員ニ付託アラシムルコトニ……
〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ
○大矢四郎兵衛君(百九番) 此提出者ニ質問致シタウゴザイマス(委員付託ニナクテシマッタ)ト呼フ者アリ)マダナラナイデセウ、船舶ノ新營ト云フコトデゴザイマシテ、ドウ云フ船ヲ拵ヘル積アルカ、此漁業ニハ種々ノ方法ガアルト認メマシテ私共ハ北海ノ方ニ居リマス故ニ先年此鹿兒島ノ方カラ船ヲ雇フテ來タコトガアル其時ニハ其船ヲ以テ漁業ヲ致シマシタレバ大イニ成績ガ悪ウゴザイマシタ、遂ニ之ヲ設ケルコトガ出來ナカッタヤウナコトガアルカラシム、船舶ヲ拵ヘルナラシムコトハ、ナカク其講究スベキ問題デアラウト思フ、故ニ説明ヲ求メタイ
○恆松隆慶君(九十七番) 物ノ試驗的ノモノハ、一ト度失敗ガアツタカラトテ、ウレデ惡ルイト云フ譯デハナイ、今中央ニハ水産講習所ガアルノデアアル、水産講習所ガアルカラシテ、船杯ヲ拵ヘテ、或ハ遠洋漁業其他ノコトデモ、適當ノ船ヲシテ實地ノ試驗ヲ致サウト云フノデゴザイマス、其事柄ニ附イテ、ドウ云フ船ダトカ云フヤウナコトヲ明細ニ話シマス、隨分長クナル、是ハ委員會デ十分話ス、又速記ヲ見ルコト能ク分ル
○議長(片岡健吉君) 二百三十番カラ委員付託ノ勸議ガ出マシタカラ、ウレニ附イテ採決致シマス、是ハ九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ、御異議アリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、次ギハ議事日程第十八建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十八 人力車發明人ニ年金給與ノ建議案(關信之介外一名提出)
人力車ノ世用ヲナシ效益ヲ與フルコト最モ大ナルハ公衆ノ明知スル所ナリ右ハ明治二年中和泉要助高山幸助鈴木德次郎及工人西田虎次郎ノ發明ニ係リ翌三年東京府ノ許可ヲ得テ廣ク世ニ行ハルルモノトナス初メ要助其ノ考案ヲ立テ幸助德次郎之ヲ補助シ虎次郎之ヲ製造シ四人相待テ成功ヲ見ルニ至レリ若シ此ノ發明ヲシテ專賣特許條例發布ノ後ニ出テシメハ此ノ四人ハ巨大ノ產ヲ起シ得ヘカリシニ惜ムヘシ其ノ明治初年ニ在ルカ爲メニ世ヲ益スル甚ク大ナルニモ拘ラス自ラ寸毫ノ益ヲ受クル能ハスシテ共ニ皆窮苦困厄ニ陥リ要助ハ年老テ筋力衰ヘ侍養ノ子女ナク他ノ家ニ寄食シテ僅ニ飢餓ヲ免レ虎次郎ハ定マレル住居ナク諸所ニ飄泊シ幸助德次郎ハ先年死亡シ幸助ノ子卯之吉德次郎ノ子民次郎ハ微々タル生活ヲ成スニ過キス己ニ世用效益彼カ如クナル發明ヲナシ其ノ本人及遺族ニシテ此ノ如クナル甚ク哀憫ニ堪エサルヲ以テ竊キニ速記發明人源綱紀ニ年金ヲ賜ハリタル例ニ倣ヒ其ノ功勞ヲ審査シ適當ノ階級ヲ付シ和泉要助外三名ニ對シ年金若ハ一時金ヲ速ニ給與セラレムコトヲ望ム
〔關信之介君演壇ニ登ル〕

衆議院議事速記第二十七號
明治三十二年二月十日
人力車發明人ニ年金給與ノ建議案
三三七

○關信之介君(六番) 本建議ハ極メテ單純ナル所ノ問題デゴザイマシテ、此今日人力車ガ社會交通ヲ益シテ居ルト云フコトハ、私ガ此所ニ諄々シク申シマセデモ、諸君ノ御承知ノコトデアリマス、然ルニ此發明者ト申シマスノハ、御承知ノ如ク專賣特許條例以前ニ係リマスガ故ニ、此特許條例ノ恩典ニ浴スルコトガ出來ナカッタノデアリマス、故ニ本院ニ於キマシテハ、先キニ速記發明人源網紀ト云フ人ニ向ッテ、年金ヲ給與シタ例モゴザイマスカラ、此例ニ倣ッテ此人力車發明人ニモ、應分ノ年金若クハ一時金ヲ給與アラシムコトヲ望ミマスルガタメニ、此案ヲ提出致シマシタ

○堀家虎造君(百五十七番) チョット提出者ニ御尋ヲ致シタイデアリマスガ(分リマシタ)又ハ「御ヨシナサイ」ト呼フ者アリ疑ノアルダケハチョット御問致シマス、提出者ノ御提出ニナリマシタノハ、和泉要助ト云フモノガ、發明シタト云フコトニ附イテ年金ヲ給與スルト云フ御趣意デアアラウト思ヒマス

○關信之介君(六番) 和泉要助、高山幸助、鈴木德次郎、西田虎次郎、此コトニ附イテ詳シイコトヲ申上ゲルナラバ、此處ニ新國史略ガゴザイマスガ、國史略ニモ此コトガ現レテ居リマスカラ、尙ホ詳細ノコトヲ御尋ニナルナラバ、委員會ニ於テ……

○堀家虎造君(百五十七番) 序ニチョット御尋シマス、此人力車發明人ニ年金ヲ給支スルコトニ付イテハ、既ニ請願書ガ段々出テ居リマス、其請願書ノ和泉要助ナル者ハ、東京府ノ京橋區ノ者、又同シ同區内デ酒井善次郎外五名カラ請願書ガ出テ居リマス、其請願書ニ依リマスルト、和泉要助ナル者ハ、決シテ發明者デナイ、其發明者デナイト云フ證據ガアル、西田虎次郎ト云フ者ガ、其實際ノ發明者デアルト云フ請願書ガ出テ居ル、其外ニモ人力車ノ發明者ハ、兵庫縣ニモアリ、愛知縣ニモアリ、澤山アルガツレ等ハドウ云フ方法ヲ以テ御取調ニナルカ、發明人ハ澤山アル

○關信之介君(六番) ツレハ御答致シマス、和泉要助ト云フモノガ發明人デ、案ヲ立テマシテ、是ニ高山幸助鈴木德次郎ノ補助ヲ得マシテ、其西田虎次郎ト云フ者ガ是ガ製作ヲ致シマシタモノデゴザイマスカラ、四人相俟ッテ此發明ヲ爲シタコトニナルノデ、此外ニ發明人ハ斷ジテゴザイマセヌ

○恆松隆慶君(九十七番) 九名ノ委員ヲ議長ノ指名ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 本案モ九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ、異議アリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十九建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十九 建議案(栗原亮一君外八名提出)

現今ノ議院ハ假議院ニシテ今後數年ヲ保ツヲ得サルノミナラス狹隘ニシテ構造ニ於テ不便ヲ感スル所少ナカラス依テ本議院建築ノ方針ヲ定ムルコト最モ急務ナリトス故ニ議院建築調査會ヲ設クルノ必要アルヲ以テ其ノ組織方案ヲ政府ヨリ提出セラレムコトヲ望ム

○久米民之助君(二百六十番) 此木案ヲ提出致シマシタ一人デ、簡短ニ申上

デマス、是ハ前ニ内務省カラシテ二万圓ノ豫算ヲ出シマシテ、調査スルコトデアツタ、然ル所内務省ノ調査ノ方針ガ不完全デアアル、ソレヲ豫算委員會デ削リマシテ、本會ニ掛ケマシテ、諸君ノ御贊成デ否決シテシマツタ、ソコデ之ヲ調査會ヲ設ケマシテ、十分ノ調査ヲシテ此議院ノ建築ト云フモノハ、僅カ一箇月ノ間ニ拵ヘタノデ、不完全デアアル、故ニ十分ニ調査ヲシテ本議院ヲ拵ヘタイト云フノデ、別ニ御不贊成モアルマイト信シマス、ドウカ是ダケノコトヲ若シモ反對ガアレバ……

○恆松隆慶君(九十七番) 九名ノ委員ヲ議長指名

○議長(片岡健吉君) 九名ノ委員ヲ議長ガ指名スルト云フ動議ガ出マシタガ、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 其通り致シマス——報告ガアリマス

(寺田書記官朗讀)

奈須川光實君須藤善一郎君有村連君德差藤兵衛君小田爲綱君菅野善右衛門君恆松隆慶君門馬尙經君佐藤清君ヨリ種牡馬検査法中改正法律案ヲ提出セラレタリ

特別委員及理事左ノ通當選セラレタリ

遠洋漁業獎勵法中改正法律案

委員長 宮崎 榮治君

理事 門馬 尙經君

特別委員左ノ通指名セリ

特別法案外三件委員

關直彦君、武石敬治君、古谷新作君、橋元勳君、村野常右衛門君、内藤守三君、初見八郎君、西川宇吉郎君、山田莊左衛門君、平岡萬次郎君、永江純一君、雨森菊太郎君、佐々木正藏君、千田軍之助君、北田豊二郎君、三輪潤太郎君、大瀧傳十郎君、宮原幸三郎君

○議長(片岡健吉君) 明日ハ紀元節デアリマス、明後日ハ日曜デアリマス、十日ハ議案ノ都合ガアツテ休會スル積デアリマス、議事日程ハ書類ヲ以テ、追ッテ通知ヲ致シマス、今日ハ是デ散會ヲ致シマス

午後三時十一分散會